

第百六十四回国会
衆議院

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第三号

平成十八年四月二十一日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 鈴木 恒夫君

理事 井上 喜一君

理事 棚橋 泰文君

理事 笹木 竜三君

理事 佐藤 茂樹君

理事 稲田 朋美君

理事 小里 泰弘君

理事 川条 志嘉君

理事 倉田 雅年君

理事 永岡 桂子君

理事 萩原 誠司君

理事 藤野 真紀子君

理事 松本 文明君

理事 望月 義夫君

理事 山本 幸三君

理事 渡辺 具能君

理事 大串 博志君

理事 田村 謙治君

理事 西村 智奈美君

理事 細川 律夫君

理事 三日月 大造君

理事 井上 義久君

理事 吉井 英勝君

理事 滝 実君

鈴木 淳司君

鳩山 邦夫君

寺田 学君

浮島 敏男君

大塚 拓君

木原 稔君

谷畑 孝君

西村 明宏君

福田 峰之君

船田 元君

水野 賢一君

山内 康一君

山本 有二郎君

市村 浩一郎君

近藤 洋介君

高山 智司君

伴野 豊君

牧 義夫君

吉田 泉君

上田 勇君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

政府参考人
(外務省領事局長)
衆議院調査局第二特別調査
室長

谷崎 泰明君
岩尾 隆君

委員の異動

四月二十一日

辞任

近江屋信広君

古賀 誠君

田中 和徳君

水野 賢一君

伴野 豊君

細川 律夫君

牧 義夫君

三日月 大造君

同日

辞任

川条 志嘉君

永岡 桂子君

山本 幸三君

渡辺 具能君

市村 浩一郎君

田村 謙治君

西村 智奈美君

吉田 泉君

同日

辞任

山内 康一君

同日

補欠選任

田中 和徳君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

菅野 哲雄君

○鈴木委員長 これより会議を開きます。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件
について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○鈴木委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。松本文明君。

○松本文明 自由民主党の松本文明でございます。
ます。どうぞよろしくお願いをいたします。
公職選挙法について何点か伺いたい、こう考え
ております。

議会制民主主義制度を支えておりますのは、言
うまでもなく選挙制度であります。行われる選挙
の質が議会の質を決めている、こう言っても過言
ではないわけでありまして、国民は、自分の考え
に最も近い政党、候補者を選ぶ、こういう作業を
まずしなければなりません。でき得る限り多くの
情報提供が必要であります。そしてまた、その政
党、候補者が当選をしなければ立法府に自分の意
思が伝わらないわけでありまして、単に自分の
一票を投じるといふことだけが選挙ではなくて、
むしろ、みずから信じる政党、候補者を当選させ
るために積極的に活動をしなければならぬ、そ
う考えるわけであります。

その活動こそが選挙であり、そのゆえに、選挙
の自由は、幅広く、原則認められなければならぬ
い、こう考えておりますが、大臣のお考えを伺い
たいのでありますが、大臣がかつて一民間人であ

られた時代に、どれほど積極的に選挙運動にか
わつてこられた経験をお持ちか、具体例を交えて
御教示いただきたいと存じます。

○竹中国務大臣 委員御指摘のように、私も選挙
をやらせていただいた、改選でその選挙制度の重み
を感じていただきまして、改めてその選挙制度の中
で国民の信任を得てきたことの重さというものを
実感しております。

今、委員の御指摘は、その重要性和、そして自
分自身が選挙をする立場ではなかったときの経験
も踏まえて、どのような思いがあるかというお尋
ねでございますけれども、個人的なことも含めて
答えろということでございます。

私自身、地元は和歌山でございますけれども、
やはりその地元を代表して国政に参加している政
治家の先生方に、若いときからいろいろな御指導
をいただく機会がございました。そのときを含め
て、積極的にどこかの陣営に入つて選挙運動の最
先端に立つたということは、正直言つて、社会人
になつてから、別にこれは仕事を持っていたとい
うことも当然ございまして、ございせんけれど
も、いろいろな形で、この先生にはやはり国政に
ぜひ引き続き行つていただきたいなというよう
な思いで、若干のお手伝いをさせていただいたこ
とはございました。

やはり選挙をする、立候補する側から見ます
と、自分の思いを不特定多数の有権者の方に理解
いただくというのは本当に大変だ、改めてピラ
一枚受け取つていただくことの大変さ、そういう
のはどこにでもあるのだと思ひます。しかし同時
に、そういうことを通してしかやはり民主主義の
中で国民の代表は選ばれないわけでございますの
で、なかなか完璧な制度というのはどこにもない
わけでございますけれども、少しでも、あと半

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出
第六〇号)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

歩、あと一歩この制度をよくしていこうというような思いを持ち続けることが大変重要であろうかと思ひます。

そうしたことを踏まえまして、選挙運動というのは、選挙というのはまた政治資金というのはまさに政治活動の基本中の基本でございますので、各党各会派におかれてしっかりと御議論を不断に賜らなければならぬというふうに思っております。

○松本(文)委員 この「選挙法・政治資金法の手引」、この解説書は千六百ページを超えております。幾つも解説書が出ておりまして、法令の解釈がいろいろ異なっている。グレーゾーンが大変に多い。選挙管理委員会に尋ねても、それは取り締まる立場の御判断です、こう答えられることが大変に多い。

そのために、結局、私の見る限り、日本の公職選挙法というのは、自由な選挙を保障するという立場よりも、制限を加えるという色合いの方が大変強い、こう個人的に感じるわけでありまして、欧米の選挙法と比べたときに、日本の公職選挙法というのはどういった評価を世界の中から受けているのか。また、久保選挙部長、世界の選挙法の中で日本の選挙法をどの程度とお考えになつていらっしゃるのか、伺いたい。

○久保政府参考人 選挙法、特に、委員御指摘になられておりますのは、恐らく選挙運動のあり方ということだろうと思ひますけれども、選挙運動に対して、これはもう原則自由であるべきだろうと思ひますけれども、やはり公正とか公平とか、そういった観点で、おのずとまた選挙運動のあり方にも制約が加えられていく、また、そのこと自体は、我が国の固有の背景とかいうことで今のような選挙運動のあり方になつておるんだろと思ひますし、また諸外国は諸外国で、それぞれの風土といひますか、いろいろな歴史的な背景で規制のあり方というのでも決まつておるんだろと思ひます。

よく言われますことは、日本のこの選挙運動、

これはやはり比較的制限が多いんじゃないかといったような御指摘はよくお受けをいたします。

明治二十二年に衆議院議員選挙法ができて以来、大正十四年までは制限選挙が行われておりまして、その時代には比較的選挙運動のあり方というのは自由だったというふうな承知をしておりますけれども、大正十四年に二十五歳以上の成年男子すべてに選挙に参加をいたしましたという普通選挙が実施されましたときに、例えば、候補者の側でいいますと供託金の制度ができた、あるいは選挙運動につきましても、戸別訪問、これは買収の温床になるのではないのか。広く一般の国民に参加をしていただくという観点から、当時の内務省がいろいろと考えてそういう案をつくつたんだろと思ひますけれども、戸別訪問というのは原則禁止にする。

そしてまた、これを諸外国と比べて、日本の場合には規制が厳しいんじゃないかというふうな特に言われております文書図画、この類が、選挙運動は原則自由、これは我が国の選挙法でもそうなのでございますけれども、自由だけれども事前運動はだめであるとか、言論も自由なんだけれども演説会のときには立て札、看板が要りますよとか、そういった感じなんです、文書図画に限つては、これは大正十四年に原則禁止にいたしました。

これは、やはり文書図画というのは金がかかる、お金の有る候補者の方が有利だとか、お金の投票行動が左右される可能性があるといったことで、文書図画というのは原則禁止にいたしました。掲示でありますとポスターとか立て札とかそういったものに限り、あるいはまた頒布をするものにつきましても当時は選挙運動用通常はがきのみ、ようやく国政選挙にピラが解禁になったのは昭和五十年になつてからのことでございます。文書図画は極めて厳しい規制が大正十四年になされたということ、多くの点がその大正十四年改正といひますか、衆議院議員選挙法の改正なんでございますけれども、それが戦後の公職選挙法にも

引き継がれておる、こういった感じがしております。

いずれにいたしましても、選挙運動のあり方というのはまさに選挙の土俵づくりの問題でございますので、各党各会派で十分に御議論をいただきたい、そう考えております。

○松本(文)委員 選挙の自由ということは、声高に政治家は口にするわけでありまして。しかし、文書図画、ポスターと公報とピラ、この程度しか出せないわけでありまして、これほど情報がはんらんする時代に、それも公報に至つては、字数から大きさからすべて規格基準に合わせたまま、だれもがこれは魅力的な、どうしても見てみたい、これと思うほどの魅力は私はあれからは感じられないわけでありまして。その配布方法に至つても新聞折り込みで、選挙の公営ということではあるにしても、候補者はそれをコピーして配ることさえできない、文書図画による選挙公報。

有権者の立場からいって、情報をどこから得たらいいた、こういう観点から考えると、日本の選挙制度の中で政党並びに候補者の思いを伝える、それを選び出す、情報を集める有権者の側からいうとまことに不向きな現状にある、こういう認識を持つておられるわけでありまして、選挙部長の忌憚のない御意見を、議員に遠慮をしないで、会派に遠慮をしないで、公平な民主主義をどう成立させるかという観点で御意見を伺いたい。

○久保政府参考人 先ほども御答弁いたしましたつもりでありますけれども、やはり選挙運動のあり方というのは、選挙のまさに土俵づくりといひますか、選挙の最も中核的な部分でございますので、各党各会派で十分御議論賜りたい、そう思っております。

○松本(文)委員 どうも部長は勇気がないなと思ひますけれども、ポスター掲示、これが選挙うわけでありまして、ポスター掲示、これが選挙前六カ月間はポスター掲示を個人ではできない、こういう法律になつております。そして、政党ポスターと称してポスターが張り出されるわけであ

りますが、三分の一でしょうか、何らかの制限の中で張り出されるわけでありまして。

有権者の立場から見ますと、しっかりと立候補予定者の顔が出ておるわけですし、大きな字で書かれておるわけですから、そんな小細工しなくても、ポスターを張らせるんだつたら自由にポスターを掲示させたらいいじゃないか、こう考えるんですが、選挙部長の御見解を。

○久保政府参考人 選挙運動という言葉、これは公職選挙法の中には随所に出てまいりますけれども、公職選挙法の中には選挙運動の定義を書いた規定はございません。このこと自身、選挙運動とは一体何なのかという議論にまづなりますけれども、選挙運動、これは戦前、大審院の判決以来実は定着をしておつて、戦後の最高裁にも引き継がれておる。その解釈でございますけれども、特定の選挙について、特定の公職の候補者の当選を目的として、投票を得または得させるために直接または間接に必要かつ有利な行為、これを指すといひますが、これはもう戦前から判例上定着をしております。

これは選挙運動でございますまして、政治活動になりますと、一般的あるいは抽象的には、政治上の主義あるいは施策を推進し、支持し、またはこれに反対するとか、特定の公職の候補者を推薦し、支持し、またはこれに反対するとか、これは政治資金規正法上、そういったことを本来の目的とする団体が政治団体、こう書いてあるわけですから、政治活動といひますのはそういう定義になつておつて、一般的には選挙運動もその中に含まれると思ひます。

思ひますが、公職選挙法の場合には、特にその中で選挙運動といひますのを抜き出して、これに規制を加えておるということになつておるわけで、ただいま松本委員御指摘のように、選挙運動には期間の制限というのがあります。百二十九条に、立候補の届け出をして、それから選挙の前日までということになつておるわけでございまして、届け出前にやりますとこれは事前運動だということに

なつて、しかしそれが政治活動であると、選挙運動でないものですか、それは百二十九条の射程外だということに当然なります。

なりませんが、その政治活動が、公示の日が近づいてまいりますと、極めて選挙運動と紛らわしいような、そういった態様の例えば文書図画等が出回ることが多々あったことから、先ほど御指摘があったような、通常であればそれは政治活動用の文書図画じゃないのかといったようなものまで実は規制をかけているということがございします。また、似たような話で、これは選挙運動期間中も、先ほど私は文書図画が厳しいと言いましたけれども、これは選挙運動用文書図画なのでございしますね。

したがって、そうでないものであれば本来は自由であるんですけども、公職選挙法は、百四十二条にこの選挙運動用文書図画の頒布の規制の規定を置いて、百四十三条に掲示の規制を置いておられますけれども、百四十六条に禁止を免れる行為としてシンボルマークとか氏名が出てきている文書図画、これは免れる行為だということで、裏からいいますか規制をしている。それが出ただけで、それは免れる行為じゃないのかといった形での規制をしている。

そういうふうなことでございまして、恐らく委員の御指摘は政治活動と選挙運動の微妙な境のことだろうと思えますけれども、私どもは、判例等では概念は整然と分けられているというふうに考えております。

○松本(文)委員 政治活動と選挙活動の線引きというのは大変難しい。選挙期日の前に選挙活動をやるのが事前運動、こういう話であります。でも一般有権者が見る限りにおいては政治活動も選挙活動も大差ないわけでありまして、有権者の目から見たときに、政治への関心と呼び込んでいく場合どうやったらいいのかということ、投票率を上げるために、だうちを配ったりティッシュを配ったりするだけではない、やはりそういう受け入れられる選挙運動形態、政治活

動形態というのを考え出していかなくてはいいじゃないか、こう思っております。

今、千葉で選挙が行われておりまして、しっかりと応援に行つてこい、こう言われるわけでありまして、まあ、長年選挙を経験している身としては、どういふことができるか自分なりに判断をして行くわけでありまして、一般の有権者が、国民が選挙運動に参加をしたい、こう考えたときに、だれにでもできる選挙運動を、具体的に選挙部長、五つでも六つでも十個でも、箇条書きでちよつと挙げてみて下さい。

○久保政府参考人 私、どうしても公職選挙法が頭に浮かぶものですから、具体的にどういふものが、挙げてと言われても、選挙運動、これはその主体によつていろいろな選挙運動のやり方も違つてくるでしょうし、態様によつて違つてくるということでしょうけれども、言論による選挙運動ですね。街頭演説をするとかあるいは個人演説会での演説をされるとか、あるいは、最近でありましたらやはり放送を使つた選挙運動、これは政見放送ということになつてまいりますけれども、そういうのがまず私なんかはイメージに浮かぶと思ひます。

○松本(文)委員 時間がなくなつたので、部長、ちよつと端的に、スピーディーに答えていただきたいのでありますが、戸別訪問はいけな、こう書かれております。戸別訪問はいけな、こう書かれております。戸別訪問はいけな、こう書かれております。

しかし、この間の報道を見ると、小沢代表が創価学会の会長にお会いして支援を依頼した。当然、頼みに行かれたんだと思ふんですね。我が党の幹事長も、いろいろな団体に推薦依頼、応援依頼に戸別訪問を一生懸命されている、こう思ふわけでありまして。

推薦依頼、応援依頼でありますから、当然候補者、限られた候補者一人しか出ていないわけですから、それを当選させる目的を持ってお願ひに上がるわけなんです。しかし、推薦依頼やあるいは応援依頼、応援弁士を務めてほしいというお願ひ、あるいは選挙はきについてのお願ひ、こう

いったいろいろな実務に絡んで個別にお願いに上ることは選挙法には触れない、私はそう承知をしているわけでありまして、が、この解説書を見るといういろいろ書いてありまして、畑の中であいつしても戸別訪問で有罪判決を受けた事例もある、こう書いてあつて、大変にグレーゾーンが多いわけでありまして。

逆に、原則、選挙のお願いで戸別訪問に歩いていいですよということを正面に据えた上で、ただし、こういう戸別訪問はいけませんよという規定の方が正しいのではないかと、こう思ふんであります。が、部長、ちよつと見解を、簡単に。

○久保政府参考人 戸別訪問は、公職選挙法の第百三十八条に規定がございまして、「何人も、選挙に關し、投票を得若しくは得しめ又は得しめな目的をもつて戸別訪問をすることができない。」これは、先ほど申し上げましたように大正十四年に入つた規定でございしますけれども、この戸別の意味が、連続して複数の家といふますが、それを訪問する、それは選挙に關して行つたということになつております。

確かに、グレーゾーンという個々いろいろなケースが現実には裁判でも争われているんだらうと思ひます。私も、個別具体の事案について、はまさに個別具体の事案に即して判断がされるべきものであるというふうに思つておりますので回答は差し控えておきたいと思ひますけれども、この百三十八条の解釈というのは一応はこれも判例等で確立をしているというふうに考えております。

○松本(文)委員 時間がなくなつて、飛び飛びの質問になるわけでありまして、今、朝の駅頭あるいは夜の駅頭、昨今、駅立ちというのがはやつておりまして、そこにのぼりが立てられております。のぼりに候補者の名前が、しっかりと浮き彫りになつております。これは選挙法上、使つていいものか、正しいものであるのかどうか、伺います。

○久保政府参考人 先ほどの話と似た話をまた繰

り返して恐縮なんです、ございしますけれども、街頭に立つて演説をされる。選挙運動にわたるものがあれば選挙運動による街頭演説だということになつておりまして、これは公職選挙法の規定に従つて、立て札、看板等も、今、詳細に覚えておりませんけれども、規制に服していただかなきゃいけないということになりますけれども、選挙運動じゃなくて……(松本文委員)いや、今、千葉で旗立つているよと呼ぶそれはもう、街頭演説を候補者が選挙運動のためにされておられるというのであれば、街頭演説だろうというふうに思ひますけれども。

○松本(文)委員 いや、街頭演説にのぼりを掲示していいかという話になりますと、例えば、これを読む限りにおいては、個人演説会場に五枚の看板がある。そして、政党に二枚許されている。そうすると、個人演説会をやつていない場所においては七枚使える。それを街頭演説会場に使うことは許されるんだらう。ただし、その看板には選挙に提出した証紙を張つてなくちゃいかぬというのがこれを読むと出てくるわけですね。ところが、朝も晩も、とにかく、何本も、すごい勢いで立つちやつています。こういうのを取り締まるか取り締まらないかというのは、選挙管理委員会には関知しない。

あるいはまた、マニフェストを配つていい場所というのがあります。とにかく選挙事務所配りなさいよ。街頭演説会の場所配りなさいよ。では、配れる人はだれなんだといったら、腕章を巻いている人だ。車上運動員に腕章四枚、そして十五枚の運動員用の腕章がある。この人たちが配れない。配る範囲も決められている。一般の有権者は、マニフェスト配っているな、自分も配りたいなと思つても配れない制度になつています。やはり、マニフェストというのは、今、マニフェスト選挙と言われるぐらい関心が強いわけですから、幅広く有権者にそれが配布できるシステムがあつてもいいんじゃないか。チラシは、新聞折り込みはいいんだけど、ポストに入れるこ

とはできません。配る場所は、演説会場と選挙事務所に来た人に配ってください。配る人の制限もまた加えられている。こんな不自由きまりない制度になっている。

それを有権者が知っていればいいんですよ。ところが、そういうことはわからない。一生懸命街頭演説をしていると、松ちゃん、配るチラシがあるんだったら、おれ配ってやるよ、出せよ、マニフェスト出してこいよ、こう言われる。いやいや、あなたに配られたら選挙違反です。こんなこと、何だかおかしい選挙運動だ、くだらない規制だ、もっと自由に配れていいんじゃないか、こう思うんですよ。

問題なのは、そういう選挙運動を警察官、取り締まる側の判断で、これはとつちめようか、これはまあ立件が難しいからほっておこうか、実態は自由なんですよ。

かつて、電話作戦、これにも電話による選挙運動は自由ですと書いてある。そして、労働者は単純な選挙にかかわる労働に働いていい、こう書いてあるんですよ。電話かけというのは、テープを流してでもできるし、昨今、コンピューターでやつてもできる、実に単純な作業なんです。それが、労働者がやつてはならない高等な選挙運動と、ある日突然、だれかが判断を下した。そうすると、アルバイト、これは選挙労働ではなくて選挙運動に参加をした。選挙運動に参加をしたんだから、これは労働賃ではなくて買収費だ、運動員買収、こういうことが起こっている。

では、労働者のできる仕事というのは、旗を持ってただ立っているだけ。これは労働者はできませんか。答えてください。

○久保政府参考人 もう委員御指摘の中に出ておられますので、繰り返しになって恐縮になりますけれども、選挙運動ということは、先ほど言いましたように、解釈上定着しているということを前提にお話をいたしますけれども、選挙運動を行う人間、選挙運動に従事する者と選挙運動員とか、公職選挙法では何力所か違った表現もございます

けれども、選挙運動に従事する人間。これは、御指摘のように、原則、報酬をもらってはいけないうの。ボランティア、自発的に参加して行うもの。この原則に組み立てられておりまして、もし、財産上の利益の供与を受けて選挙運動を行えば、二百二十一条の買収罪、運動買収という類型に当てはまってくるというふうになされております。

一方、単純労働者といいますが、ポスターをただ張るだけとか、立候補準備のお手伝いをするとかといった労働者。これは、選挙運動は先ほど言いましたように当選を得るために働きかけるということでございます。一定の労働者の中でも、議員立法によつて、ウグイス嬢とか、あるいは選挙の事務に関する人とか、あるいは手話通訳者、これは報酬を払っていないということになっておるんですけれども、今御指摘になった点、まさに個別の事案でございますので、のぼりを立てて、そのことがどうかというの、私にわかりませんが、当たるとか当たらないとか言いがたいんですけれども、やはり選挙運動というのは、電話の場合もそうなんですけれども、行っている方は単純な原稿を読んでいられるということであつても、受けとめる側が働きかけられているということであれば、それは選挙運動になるということだと思います。

○松本(文)委員 最後の質問というかお願いになるわけですが、選挙事務員、選挙労働者、こういう規定があつて、選挙労働者には労賃を払っていないよ、選挙事務員にも払っていないよ、こうなっております。それで、選挙労働者には単純な作業ですよ、こう言われている。では、これは単純な作業ですかどうですかという質問に対して、選挙は答えてくれない。そして、その判断は警察に任せられる。

労働者がポスターを張っていいとこれに書いてある。ところが、労働者が政党のポスターを張りに行くときに、ピンポンとベルを押して、このポスターをお宅の扉に張らせていただけませんかという行為は、これはまさしく選挙運動だから労働

者がやつてはならない、労働者のポスター張り、決められた掲示板の番号のところに口もきかないでただ黙って張れる行為だけでですよ、こういうことになっている。ところが、そんな説明は一言半句、立候補者の選挙説明会では出てこない。結果的に、政党ポスターを張りに行き回った学生諸君は、そしてその学生に労賃を払った人は、運動員買収、これで摘発を受けて、一年六月の懲役刑ですよ、懲役刑。学生が汗水垂らして働いた労賃、学費の一部に充てられるのか、生活費の一部に充てられるのかわからない、これが警察によつて没収をされている。そして、新聞に載るときには、運動員買収で逮捕者、いかにも悪いことをやったように。選挙にかかわる防犯という、説明ということが全くできていない。

これについて、ぜひ大臣、考えていただきたい、選挙違反をやるうとしてやる候補者はまず私は皆無だと思ふ。知らずしてミスで行つて、結果的に大変な制裁を受ける、こういう社会は決してよくない。選挙の自由を確保する意味でも、こうした対策にしっかりと取り組んでいただきたいと要望して、質問を終わります。

○鈴木委員長 次、寺田学君。

○寺田(学)委員 民主党の寺田と申します。大臣におかれましては、昨日の総務委員会に引き続きよろしくおつき合ください。

総務委員会でも大臣に質疑をさせていただき関係にある以上、竹中大臣が書かれているものと、なか難詰の中で竹中大臣について書かれていることは、できる限り読もうと思っております。非常に多岐にわたる話題を提供され、かつ、わかりやすい言葉で書かれていて、非常に読みごたえがあるんですが、時々ジョークの度が過ぎているような言葉があつたりしてどきどきとするんですが、ちよつとその点について一件だけ大臣の真意をお伺いしたいと思つております。

日経マガジンというものが日経新聞の別冊としてたしか週一回ほど出るんですが、その三月号に

「政治家竹中平蔵」として談話というからお話をされているインタビュー記事が載っているんですが、その一番最後に十七の質問みたいなコーナーがありまして、人生最大の後悔は身長百八センチを超えられなかったことだとか、いろいろおもしろいことが書いてあるんですが、最後に、最近一番腹が立ったことは何かという問いに関して、「役人が勝手に閣議決定を変えようとしていること」ということが書かれていました。私も何げなく読んでいたんですが、事が事であれば非常に問題である行為が役所の中で行われているのではないかなど。一国会議員としてこれは看過できないなという思いがありますので、お伺いしたいと思つて

います。まず、この役人が勝手に変えようとしている閣議決定とは何の閣議決定についてなのか、御答弁いただけますか。

○竹中国務大臣 日経マガジン、確かに十七ぐらいの質問で、エピソードをおもしろく答えてくださいということ、結構いろいろなことを申し上げたのを記憶しております。

今御指摘の、役人が勝手に閣議決定を変えようとして私は腹が立ったというのは、これは事実でございます。

具体的に申し上げますと、そのとき書いたのは、昨年の十二月に行政改革の重要方針について閣議決定をしております。それに基づいて先般から御議論をこの衆議院で賜つてきました行政改革推進法案がつくられたわけですが、まあ、閣議決定で行つたというのは基本的な方向で、それを今度は法律の案文に落とすという作業が一月ぐらいからずつと行われてきたわけです。

その中で、内部で途中経過のようなものがあるという報告がされてまいります。これはどの法案もそうですけれども、ああでもない、こうでもないといういろいろな議論が行われる中に、私から見まして、これは十二月の閣議決定の基本方針を踏み外しているのではないかなというものが含まれていたの、とりわけ私はその点について諸問

会議等々でも大変力を入れて発言した部分でありますので、これは違ふぞと。これは、恐らくメモをつくった本人としては、法文に直すに当たって法制局等とも相談して、閣議決定の基本方針はあくまで基本方針ですから、それを具体的に法文化するに当たっていろいろな法律上の制約、法技術上の制約もあります。そういう事情も多分あるんでありまして、私としては、やはりこれは閣議決定と同じ文言でなければ違ふ趣旨になりかねないぞということで厳しく意見を申し上げました。

結果的には私が申し上げたとおりに直ったわけでありまして、その意味では、立法のプロセスでは意見を聞かせて最終的に内閣としての方針を決めるわけでありまして、最終的には私は大変満足する結果になったわけでありまして、そういうことはもつと基本方針に忠実にやってくれということ声を高に申し上げたことがございました。そのことをそこにエピソードとして書かせていただきました。

○寺田(学)委員 官僚の皆さんの激しい抵抗であるときもあるでしょうし、ささやかな下からの抵抗もあるでしょうし、そういう意味において、閣議決定というのは、事前に事務次官の方々の御了解を得てというか事務次官会議を経た上で閣議決定をされるという意味を考えると、省庁内においてのガバナンスの問題でもあると思うんですけども、そういうところに問題意識は感じられていないでしょうか。

○竹中国務大臣 御承知のように、よく言われる霞が関文学という非常に微妙な言い回しがございます。その中で、実は後から考えるとなかなかうまくいっているなというものが政策文書にはたくさんあるというのは、委員もよく御存じだと思います。そういうことの中で、問題の本質が損なわれないように、そこはしっかり、まさにガバナンスを発揮しなければいけないわけで、そういう観点からかんかんがく議論を行って、よい法案ができたと思っております。

繰り返しますが、その意味でガバナンスは発揮されているというふうな思っております。

○寺田(学)委員 ありがとうございます。きょう、時間をいただいて、主に何を伺おうと思っているかといえ、昨年の九月の選挙、我が党としては惨敗したなというところは否定できない事実でありまして、かつ、あの選挙というものが、私自身二回しか選挙を経験していませんが、前々回の選挙に比べると、かなり異様な選挙であつたなという思いがあります。その異様な要素というのは何かといったら、私は、報道というものがある選挙結果において非常に重要な部分を占めていたところがある異様さというものを感じて一つのきっかけになっていると思います。

まあ、刺客騒動だ何だということがありまして、そういう意味でいうと、かなりワイドショー的な部分がありつつも、郵政賛成か反対かと小泉総理が問われて、それが有権者に伝わった。その意味だけを考えると、義理人情の選挙の部分から、ある種政策で判断するという、あるべき姿には一歩前進したかのようにも思えます。ですが、報道のあり方に関しても非常に疑問が残る点が多かつたなと思っております。

竹中大臣も、報道に関して、これもことしの一月の「論座」ですけれども、いろいろ書かれていたのを拝見しました。民主主義についてということですが、国民が正しい政策情報を持ち、政策のよしあしを判断できるインフラがあつて初めて民主主義は機能する。そしてまた、今の民主主義に關して、申しわけないが、日々の新聞やテレビの番組を見ている限り、とても正しいことが伝えられているとは思えない。そのしばらく後に、どの内閣になるうとも、今のようないヌーヌ報道の中で民意を引っ張っていくというのは相当に難しい。ここは、日本における最大の構造問題の一つである。

報道に関して非常に一言申されている部分を拝見しまして、前回の九月の選挙と選挙報道に關していろいろお聞きしたいなと思っております。

九月の選挙と呼ばせていただきますけれども、九月の選挙とその選挙に係る報道のあり方について、まずはどのようにお感じになられたか、お答えいただけますか。

○竹中国務大臣 私自身、報道というものが民主主義社会のインフラとして極めて重要であつて、そうであるがゆえに、本当に頑張つてしっかりとやっていた方がいいなという強い期待を持っております。そういうことは事あるごとに申し上げておりますが、個別の報道についてこういう国会の場で政府を代表してコメントするというのは、これは控えなければいけない問題であつたかと思つた。

ただ、もちろん個人としてはいろいろな思いがございます。その意味では、個別の問題というより、あえて一般的な動向として申し上げれば、今回の、昨年九月の総選挙というのは、今までの選挙とは非常に違つた中で行われた選挙であつた。それに対して、選挙というのはだれでも熱くなるわけでありまして、マスコミ自身が非常に大きな関心を払つて今以上に非常に力を入れた報道をされた、そういうことは申し上げてよいのではないかと今思っています。

中身そのものについては、報道も多様です、いろいろな報道がありましたから。それについてはむしろ国民の側が評価すべき問題であつたかと思つた。報道の量といいますが、報道のエネルギーといいますが、そういうものに關しましては、従来の選挙以上に非常に大きなものを感じたというところがございます。

○寺田(学)委員 個別の選挙に關してこのような場で発言するのはふさわしくないというお考えがあるようですが、一般論としてでも結構ですけれども、これからいろいろ選挙と報道について伺いますので、お答えいただければと思います。

今回の選挙は今までと違つたとさまざまな理由を述べられましたけれども、どのような選挙であつても、選挙報道において報道が担うべき役割と

いうものはある種いろいろ議論されて固まりつつあるのではないかな、また、大臣自身としても、一般論としてですけれども、お考えがあるんじゃないかなと思つています。そういう意味において、選挙に關して報道が担うべき本来の役割というものは何であると考えていらっしゃるのでしょうか。

○竹中国務大臣 先ほどから御議論がありましたけれども、選挙そのものについては、実は我々から発する情報等々、非常に制約があるわけがございます。選挙というものが公正なものでなければいけない、そういう中で幾つかの非常に厳しいルールのもとで情報の提供が行われるわけでありまして、いざいざ、いわばマスコミといいますが、メディアはそういったものの例外として国民に対して選挙に關する情報を提供することが許されているし、むしろそれが使命にもなっているわけでございます。

そういう中でマスコミが果たすべき役割ということになりますと、まあ、政策というのは、政治というのはますます専門化して大変難しくなつていっていると思います。これはある方の言葉の引用でございますけれども、政策というのは、かつては、もちろんかつては難しく、一種の運転免許のようなものを取らないとわからない、そういう難しさがあった。しかし、今の政策というのは、これはもつともっと最先端のところに行つていて、いろいろ議論いたしている金融の問題とか情報の問題なんかはその典型だと思つたが、自動車免許ではなくて、ジェット機の操縦免許がないとわからないぐらいの難しさになつてきているのではないだろうか。そうすると、ますます、今何が起つてどういふことが議論されているかということと普通の有権者の皆様にしつかりと報道する、それを伝える社会的インフラとしての報道の役割が重要になつてきているということだと思つた。

その意味では、専門性をしつかりと身につけた上で、しつかりとわかりやすくそれを国民に伝えていただくという役割があると思つた。

それともう一つは、メディアにとつて常に重要なのは、よく中立という言葉が言われるわけですが、私はより正確に言えば独立ということなのではないかと思ひます。いろいろな考え、いろいろな利害を持った人たちがいますけれども、そういう利害や考えから独立して、しっかりとした情報を伝えていただくということが重要なのではないかというふうに思ひます。

今回の選挙に当たっては、非常に今までにはないシチュエーションの中での選挙でございまして、そういう点でむしろマスコミ、メディアは大変御努力なされたということだとは思ひますけれども、その中でいろいろな問題点があったということも指摘する専門家もいらっしゃると思ひます。今回の議論を通してマスコミもさらによくなつていく努力をされるでありまして、いろいろな議論が起こることは、これは社会全体としては好ましいことであると思ひます。

○寺田学委員 メディア及び報道といふものと、代表するものはテレビである、そしてまた新聞である、大体その二つに集約されるものだと思うんですけれども、この二つに選挙報道においての役割の違いというのが生じるものだと思うんですかどうか、お答え願ひますか。

○竹中国務大臣 新聞に関しては、よく社会の公器というような言い方がなされると思ひます。まさにそれは国民の日常生活に根差したメディアという位置づけで、本来の使命は、まさに報道であり、社会、経済、政治問題に対する評論、論評であると思ひます。

一方で、テレビというのは、これはもう今特に日本社会においては国民の日常生活から切り離すことができない大きな存在感を持つていてと思ひます。つまり、映像を伝える装置として、まさに映像情報を持つている力、それを即時的に使える即時性、そして映像が持つている具体性、そういう意味で今日の大衆文化を支える最も強大なコミュニケーションの媒体であるということなのではないかと思ひます。

もちろん、双方とも不特定多数の受け手を対象に情報を発信するという点で共通点はあるわけだと思ひます。通信は対一の情報のやりとりであるのに対して、テレビにしても新聞にしても対n、一对多数の、情報の受け手が多数であるという意味では両者に相違点はないわけだと思ひますけれども、国民から見た場合、今申し上げたような位置づけになつていくのではないだろうかというふうに認識をしております。

○寺田学委員 先ほどから述べられている部分を要約しますと、役割的なものに関して言うと、報道の役割ですけれども、政治が専門化している今の世の中においてどのような議論がされているのかということとをわかりやすく伝えるのが報道の使命であろうと大臣がお考えになられている。

そのような一つの前提のもとに考えますと、今回の選挙において、九月の選挙において、その役割といふものは果たされたとお感じになられているかどうか。いかがでしょうか。

○竹中国務大臣 その評価そのものを政府を代表して私がこの場でするというのは、これはなかなか難しいというところは御理解を賜りたいと思ひます。ただ、あえて委員が一般論で、いろいろ、話せる範囲で話せということだと思ひます。

その間、皆さん一生懸命新聞を読まれ、そしてテレビの番組でも多くの番組で政治関係の問題を取り上げられ、それに対してそれなりの視聴率が確保されたということは、国民が求める、需要する側に対してそれなりの情報を提供しておられたということだと思ひます。

委員がむしろお尋ねになりたいのは、情報の質等々が先ほどから議論しているような形でどのように評価されるかということだと思ひますが、これは繰り返すことになりますが、やはり国民の皆さん御自身で評価をいただかなければいけない問題であらうかと思ひます。メディアはメディアとして大変努力をしておられると思ひます。メディアの側の方々の御意見を聞くと、いや、報道

のやり方が本当に難しくなつていて、自分たちも困つていてという悩みをお持ちであるというふうにも認識をしております。

互い、情報を出す方、情報を求める方の切磋琢磨の中で、方向としてよき方向に行つていただきたいと思つております。

○寺田学委員 さまざま選挙報道に関してはマスコミの役割はこうあるべきだと。大臣のようなお考えもあるでしょうし、いろいろな専門家の話を読んでみますと、報道というものは選挙においてはアジェンダセッティングをするというのが一番の役割ではないかと。争点設定というものを、各党からの言い分だけではなくて、それらすべてを総合した上で今国民に問われているものはこういうものではないかということ、まさしく大臣が言われた独立性を持つてやることが報道の役割ではないか、選挙報道においての役割ではないかと言われております。

そういう意味において、報道の議題設定能力というものが、今回、ある種一方の意見というものに押し流されて、独立して報道自身がアジェンダセッティングをするということが弱体化した、余りできなかったんではないかということもささやかれています。そういう意味において、選挙報道の役割、選挙中における報道の役割というものはアジェンダセッティングだということの考えに対してどう思われるかということ、今回、そのアジェンダセッティングというものが報道においてなされたかどうか、そういうことについても総合的にお話しただければと思ひます。

○竹中国務大臣 委員の言葉で言うところのアジェンダセッティングというのは、これは本当に重要なことだと思ひます。

実は、これはメディアにとつて重要だというだけではなくて、例えば、選挙を戦う自民党にとつて、公明党にとつて、これもアジェンダセッティングを一生懸命行おうとして選挙戦略を練つたのだと思ひます。民主党におかれても、またその他の政党におかれても、そのアジェンダセッティン

グをこのようにしようということで大変な努力を払われたのだと思ひます。それがいわゆる政治的な訴えに直接つながつていくという性格のものだと思ひます。それに対して、今度はメディアがそういう状況を見ながらどのようにアジェンダセッティングをしていくだろうかということは、これは当然メディアとしてもお考えになつたのだと思ひます。

これは私が言つていふんじゃなくて、あるメディアの方が何かのテレビ番組で言つておられたんですけれども、自分たちの番組が考えていたアジェンダセッティングと国民が求めていたアジェンダセッティングが、結果的に見ると違つていたのではないかと反省をしていると。これはあるテレビの番組の中でメディアの方が言つておられましたけれども、そういう面も確かにあるのかもしれません。同じような思いが、それぞれの政党、選挙を戦つた政党、候補者のアジェンダセッティングの中にもあるのかもしれません。これはやはり、それを判定するのがまさに有権者であり視聴者であり国民であるということだと思ひます。

国民のそういった思い、気持ちを離れて政治もメディアも存在し得ないわけでありまして、国民の目線と、よくまぐら言葉のように言われまされども、まさにそういうことを言っているのであらうというふうに思ひます。

○寺田学委員 アジェンダ、言いかえれば争点、議論点ということになるんですが、今回、報道がどのようにその役割、アジェンダセッティングを担つたかということもさることながら、小泉総理は、明確に、解散後の記者会見において、有権者に郵政民営化賛成か反対か、それを問いたいという総理自身のアジェンダセッティングをされました。

その後に、先ほど大臣が言われたとおり、報道側としては、さまざま多様な争点というものをもつて国民に判断を仰ぐべきだという努力をされたのかもしれませんし、我が党、ほかの党にとつ

てみても、違う争点もあるじゃないかということ
で努力したんですけれども、結果的には郵政の民
営化賛成か反対かというものが争点になった。そ
してまた、総理自身が口にいっているんですが、郵
政民営化反対か賛成かだけを問いたんだと、い
わばシングルイシューという形で一つを国民に問
いました。

先ほどから大臣は個別の選挙について政府を代
表して言うことはできないと言われているんです
が、一般論としてでも結構ですけれども、そもそ
もこういう総選挙において、シングルイシュー、
一つの争点だけに絞って判断を仰ぐということ自
体は、一般論として選挙においてふさわしいかど
うかということに関してはいかがお考えでしょ
うか。

○竹中国務大臣 まさに一般論でお答えざるを
得ないわけでございますけれども、それは国民が
その時点で何を最も重要な問題と考えているか
ということに、やはりその点に帰着していくの
ではないかと思えます。

もちろん、国政は幅広いものであります。常に
内政、外交、幅広く問題を抱えており、そのこ
とに対して国民の厳しい評価を仰いでいかなければ
いけないと思えます。しかし、そうした中でも、
その時々によってとりわけ何が重要なのか、何が
シンボリックな意味を持っているのか、そこはま
さにアジェンダのセッティングとしてはあるんだ
と思えます。国民自身が、そういったそれなりの
判断といますか、評価を常になさっているわけ
であります。その意味では、一つの問題が相対的
に大きなウエートを持つ場合もあれば、必ずしも
そうではなくて、満遍なく政策全体の方向がま
さにアジェンダになることもあるのだと思えます。
それは、それがよい悪いかというのは、まさに
その時々状況において判断がなされていくべき
ものであろうかというふうに思います。

私自身は、先回の選挙は、もちろん郵政民営化
というのが大変大きなウエートを持ったというこ
とは間違いないというふうに思っておりますが、

では、本当にそのシングルイシューだけだったか
というところ、それは多分言い過ぎであって、それが
最大重要項目であつたけれども、他の問題につい
てもそれなりのしつかりとした論争がなされて、
選挙としての国民の判断があつたというふう
に思っております。

○寺田(学)委員 国民がある意味何を求めている
かというところに大きな判断要素があるというよ
うなことを述べられましたけれども、ちよつと言
い方をえて、では、国民がシングルイシュー、
もちろん一つだけと厳密には言えないでしょうけ
れども、シングルイシューを望むような形の選挙
であるならば、シングルイシューの選挙というも
のも仕方がない、及び、それはそれでいい、結
構だというふうにお考えになられているんでしょ
うか。

○竹中国務大臣 それは、本当にその時々状況
によるといふことなのだと思います。

ただ、申し上げましたように、前回の選挙にお
いても、これは郵政民営化が最大のイシューだつ
たわけですが、それがシングルイシューであつ
たかというところ、私は、決してそうではない、
最も大きなアジェンダであつたけれどもその他に
ついていろいろな議論と判断があつたものではな
いかというふうにお考えになっております。

○寺田(学)委員 国民がどう感じているかというこ
ともあるんですが、解散権を行使された総理自身が
何を思っていたかということ言えば、まさしく
あの会見では、郵政民営化に賛成か反対かしか演
説では述べられなかった。本来であるなら、私の
言っても差し支えないところを、あの演説の中
では、解散したその夜の演説においては、郵政
の民営化賛成か反対かだけを問われておりまし
た。

そういう意味で言うと、受け手側がどのように
とるかということ、それは私どもがすべてを把
握、管理できることではないんですが、政党側、
そしてまた解散した側が何を設定するかというこ

とは自由に考えられるわけだと思ふんです。そう
いう意味において、総理がああいうような会見に
おいてシングルイシュー、あの会見においては完
全なるシングルイシューだったんですけれども、
郵政の民営化賛成か反対かを国民に問いた
言ったことに関しては、いかが思われますか。

○竹中国務大臣 あの八月八日の夜の会見は、
ちよつと今全部の内容を掌握しておりませんの
で、総理が具体的にどういうことについておつ
しやつたかというのは、申しわけありません、今
把握できません。

ただ、委員おっしゃるように、郵政民営化の是非
を私は国民に問いたんだ、そして、国民の皆
さんがノーとおっしゃるんだたら自分は退陣す
るんだ、そこが最も強力なところか、やはり強烈
なメッセージであつたということは事実であろ
うかと思えます。ただ、私の記憶している限り、総
理は別の機会等々で、小泉内閣の四年の成果を
しっかりと評価してほしいというようなことは当
然いろいろなところで発言をしておられたとい
うふうに記憶をしております。

したがって、シングルイシューという言い
方の問題なのかもしれませんが、最大の、非常に
大きなイシューであり、近年の選挙では、これだ
け一つのイシューが大きなウエートを占めたこと
はほかに余りなかったというのは事実だと思いま
すが、かといって、そのことだけの賛成反対投票
ではなかった、これは繰り返し申し上げていると
おりでございます。

○寺田(学)委員 私の記憶しないところで総理自
身が四年間の実績を問われたのかもしれない
が、新聞に載る自民党さんの広告を見ても、
郵政民営化イエスかノーかということを書かれて
いる大きな広告を見るにつけ、私自身は、シング
ルイシューで総理は問われたんだらうな。その
ことに関して是非というものは、どなたであろ
うともいろいろな意見があると思つています。そ
ういう意味で言うと、私自身は、前回の選挙は、我
が方が負けたからという負け惜しみという意味で

はなくて、正直、政策重視の選挙に少なからず前
進したということは認めつつも残念な選挙だった
な。選挙全体として客観的に見た意味で言う
と、残念な選挙だったなというふうに感じざるを
得ません。

報道というものをもう少しだけ大臣にお伺いし
たいんですが、公平性を保たなければいけないと
いうことを常々言われております。さすがに告示
されてからは、どの候補者が出ているのか、及
び、どのようなことを訴えているのかということ
は情報量としてもかなり公平に報道各社は扱
うんですが、解散が決まってから告示日までの間は恐
らくそこまで厳密には考えられていない。私ども
から見れば目線という言い方をした方がいいん
でしょうけれども、どうも自民党さんの刺客騒動の
部分及び総理の発言自身というものが、過剰に、
バランス悪くなり報道されていたというふう
に思っております。

そういう意味において、告示以後ではなくて、
解散してから告示日までの間、報道の公平性とい
うものは保たれていたかどうか、どのようにお感
じになられたか、お答えいただければと思いま
す。

○竹中国務大臣 非常に具体的な期間を区切つて
の評価でありますので、これは申しわけありませ
んが、政府を代表してその期間についての評価を
するということはちよつと差し控えなければいけ
ないのだというふうにお考えになっております。

その上ででございますけれども、そういうこと
に関して、私はメディアというのは社会の民主主
義を支える一種の重要なインフラであるというふ
うに申し上げてまいりましたけれども、アメリ
カ、ヨーロッパについて見ると、インフラである
がゆえに、それに対するメディアウオッチのよう
なNPOがあつたり、つまり、委員まさにおつ
しやつたように、メディアがそういうことをき
ちつとバランスよく報道していたかとか独立して
いたかということを、第三者のまさに市民の代表
がNPO等々でメディアウオッチのような形で評

価値するというシステムがある。これまた民主主義社会の重要な社会インフラであろうかと思えます。私の知る限り、残念ながら、そういうものが日本では十分でない。

その意味では、メディアというのは、ある意味でメディアの権力と言うと、またメディアの方からはおしかりを受けるかもしれませんが、大変な影響力を持っていることは確かでございます。影響力が極めて大きいゆえにそのチェック・アンド・バランスのような、メディアウオッチのようなのものがNPO、NGOとして出てくる中で、民主主義の社会インフラが整備されていくのであろうかなというふうに思っております。

委員の御質問に対して直接お答えしておりますが大変申しわけないんですが、そういう広い意味での民主主義の社会インフラをつくっていくという思いは、個人的には私自身は以前から大変強く持っております。

○寺田学委員 その公平性をどのように保つのかということはいろいろな観点から考えられると思うんですが、我が国の報道に関して言いますと、他国に見られるように我が新聞は何々党を支持しているんだ、我がテレビはこを支持しているんだということを明示的にも暗示的にも結構旗色を鮮明にしている報道者があって、そういうものを許している国というのも欧米の中にはあると認識しています。そういう意味で言うと、我が国の報道というのは、選挙報道においてはどちらを応援しているということを極力避けるのが公平であるというような認識を持って、明確に、暗にも、どちらを支持しているかということは言わないようにしているのが事実だと思えます。

そういう意味において、今、放送と通信の一つの融合であったり、多チャンネル化、インターネットでもテレビ局をやれたり、さまざまそういうところのポテンシャルが上がってきて、メディアというものが限られてなく、かなり一般化して多様化していくであろうこれからの未来において、公平性を保つという理由で報道者がどの党

を支持している、どの方向性を望むんだということを言わないような今の報道姿勢というものを変革する余地があるとお考えなのか、それとも、いや、このような公平性というものは非常に保つべきものなんだとお考えなのか、いかが思われていますでしょうか。

○竹中国務大臣 大変重要な、大きな問題のお尋ねであらうかと思えます。

新聞紙、雑誌、放送事業者が行う選挙に関する報道、論評につきましては、これはいわゆる表現の自由を濫用して選挙の公正を害しない限り自由であるというのが大原則であらうかと思えますが、例えば、一方で放送事業者については放送法の規定に従っていかねなければいけません、特に政治的な公平性が求められているというのは重要なポイントであらうかと思えます。

新聞につきましても、報道、評論という範疇の中で旗色を鮮明にすることも差し支えないものというふうにももちろん解されているわけでございますけれども、やはり公平性は保つてということが基本になつてきたというふうに思います。新聞が政党色を帯びる、旗色を鮮明にすることについては、つまり政治的な旗色を鮮明にすることについては、広く国民の支持や共感が得られるか、この点については、これは各マスコミが十分に考慮をなさることであるというふうに思っております。

ただ、現実には、委員がおっしゃるのは、政治的な旗色を鮮明というよりは、一つの政策とか問題に対して自分たちはこう思うというこの主張をはっきりとされる、そういうことでございませうれば、これはまさに言論の自由の大前提でありますし、現実にはいろいろな問題に関しても、既に日本の新聞の論説等々はかなりそういうような政策に対する主張は鮮明に述べておられるのではないのか。これは二十年ぐらい前と比べると大分違っているのではないかとというような印象を持っております。

○寺田学委員 選挙じゃない平時においては、

かなり政策において、もつと言うと政党の好き嫌いというものがはつきり見えるような書き方を新聞、テレビの方でもされるんですねけれども、事国民が判断をしなきゃいけない一番重要な局面において、もちろん公平性を保つことは大事でしょうけれども、急にトーンダウンして物すごく平たい一般論しか言わなくなってくるというのは、ある種、冒頭読ませていただいた大臣の民主主義のインフラという意味ではやや欠ける部分があるのではないかなという思いもあります。

放送法において政治的な公平性ということがうたわれている以上、情報量としての公平性を保ちながらも旗色としては結構鮮明に出してみようということも、これから放送と通信が融合化してメディアがかなり多様化する中では一つの考え得る余地ではないかなと。そういうときには、この放送法の規定ということに関してもやはり御一考いただきたい部分であるのではないかなと思っております。

そして、最後にもう一点だけなんですけれども、選挙報道におけるアナウンス効果ということもいろいろ議論を呼んでおります。アナウンス効果と一言で言うと、告示日の途中で、どっちが勝ちそう、どっちが優勢だということをやアナウンスする、報道が世論調査をとってそれを紙面か番組の中で発表して有権者に少なからず影響を与えるということが、いいことなのかどうかということが言われています。

九九年の東京都知事選挙において、森喜朗前首相が、この当時幹事長なんですけれども、事前調査に関して、毎日新聞とやられたみたいですけども、公選法の改正を検討せざるを得ないぞということを強く言うぐらい、この事前世論調査というものをに対してお怒りになられた。公選法を変えざるぞとの与党の幹事長の方が言われているのは非常に強いインパクトがあるんですが、このアナウンス効果に関して非常に強い懸念という疑問の告示中の事前世論調査を公表することについて

で、大臣自身はどのようにお考えになられますか。

○竹中国務大臣 委員の御指摘は、メディアの予測報道とか情勢がどうなっているという情勢報道によつて選挙人の投票行動に影響を受ける、そういうのをアナウンス効果というふうに呼んでおられるわけだと思えますけれども、そういう御指摘、一般に、確かによく耳にするところでございますし、今の具体的な御指摘もあつたわけでございますけれども、公職選挙法において認められた報道及び論評として公正になされたものである限り、その是非について我々としては言及する立場にはないというふうに思っております。

なお、公選法の百三十八条の三において、人気投票の結果の公表の禁止でありますけれども、新聞社等の行う世論調査については、これは名目によるものであれば、その過程または結果を公表することはこの百三十八条の三の違反になるものというふうには解されているというところでございまして、一方で、調査員が被調査者に面接して調査した場合は、この人気投票には当たらないものと理解されているというふうには承知をしております。

○寺田学委員 さまざま法律で規制されている部分、されていない部分の中で、そしてまた報道の自由という中においても、どのような報道がなされるべきかということ、大臣自身が、ことしの一月、「論座」に書かれた中における、民主主義においてインフラというものは大事なんだということをかかんがれば、一般論しか申し上げられない部分、いろいろあると思うんですが、その点においても、選挙という一番民意が直接的に反映される場でしょうから、環境整備というのに関しても御自身の考えのとおりに事を運んでいただきたいなということを強く求めたいと思えます。

選挙報道に関しては以上にして、以前、予算の分科会でもお尋ねしましたことに関して、政見放送に関してですけれども、数点お伺いしたいと思えます。委員長にも、そして井上筆頭理事に

もいろいろ聞いていただいて、改正のためにお力をかけてほしいんですけども。

政見放送に關していろいろなところからお願いが来ております。耳が聞こえない方々であつたり、さまざまなところから来るんですが、手話、字幕をつけてくれと。政見放送しか、耳の聞こえない自分たちにとつてみると、どちらに投票すべきかということとを判断する機会というものが無いと。けれども、そこには、今、手話、字幕というものも両方つけられているのは非常に少ないんだということでお困りになられている方々がいらつしやいます。

それは、手話通訳士が足りないとか、さまざまな要因があるんですが、政見放送の撮り方自体が、創意工夫あふれる、そしてバリアフリーな政見放送の作成に關して障害になつていふことも事実だと思います。その政見放送を今どのようにして撮影するかに關して言うと、調べてみると、衆議院の小選挙区に關してだけ言うと、自分たちでつくつたものを持ち込める。それ以外に關しては、知事選であるとか、参議院の、来年ありますけれども、参議院選挙においても、局撮りという形で、放送局に行つてほぼ一発撮りに近い形で撮らなきゃいけない。そういう撮り方に指定されていますと、手話通訳士の方々が同席する、及び、決まつた原稿をそのまま読まれる方が少ないという以上、手話通訳される方も非常に戸惑う。結果、バリアフリーな政見放送というのとはできなくなつてしまふという障害があると思うんです。

政見放送に必ず手話通訳をつけなさいということとを今から申し出る気はないんですが、政見放送の撮り方をちよつと変えるだけでも、本当に創意工夫あふれる政見放送、有権者にとって、先ほど言つたとおり情報を与えるいいインフラの一助になると思うので、ぜひともこの政見放送の撮影の仕方、すごい小さなことではあります、大きな成果を生むものだと思いますので、御尽力いただきたいと思うんです。

ちよつと技術的なことを聞くんですが、国政の

無所属候補には政見放送は今機会を与えられていない。しかし、知事選では無所属の候補であつても政見放送の機会が与えられている。こゝら辺にやや整合性がないように思えるんですが、どのような解釈のもと、このような制度になつて

のか、選挙部長で結構ですのお答えください。○久保政府参考人 これは、委員もおっしゃいましたように、予算委員会の分科会でも御議論をいたしましたが、衆議院の小選挙区選挙におきま

す政見放送、これは平成六年の法改正で、候補者を届け出ている政党に限つて政見放送ができるんだ、そして持ち込み方式によつてやつていくというふうになつたわけでございます。そのときの考え方でございますけれども、それは、政党本部、政策本部の選挙を実現するために、政党がその政見を広く有権者に伝達することができると。手段を十分に保障することが必要不可欠であつて、広域メディアである政見放送は政党が行うにふさわしい選挙運動手段であると考えられる。そして、この政党に加え、候補者個人に改正前の制度と同様の政見放送を行わせるということになりまして、これは小選挙区の選挙でございますから、選挙区数の増加に伴う候補者の増を考えると、必要な収録時間、放送時間を確保することが難しい、こういった議論もあつたやうに承知しております。そして、候補者届け出政党、これは所属国会議員が五人以上であるとか、全国レベルで二%の得票数を獲得している、そういった政党であるということが背景でこういうふうになつたと思つております。

このことにつきましては、実は、法のもの平等に反するのじゃないかとかといった観点で訴訟も起きておりまして、最高裁判所はこの改正規定は合憲であるという判断を下しております。

○寺田(学)委員 かなりの部分に關して総合的にお答えになられたんですけども、裁判所の方で合憲という判断が出たということですが、けれども、無所属候補には認められなくて、政党の届け出のある、政党の所属の者であれば政見放送の機会が

与えられる。しかし、知事選の方においては無所属でも認められるということは、一見しますと非常にアンバランスではないかという疑問を持たれるのも事実だと思います。

どういふ方が政見放送のチャンスを得られる要件を持つのかということもさることながら、先ほどから申し上げておられるとおり、その撮り方というもの、局撮りという、いわば放送局に行つて自分自身でその場でしゃべつて、一回修整はできるんですが、それは一本目のデータに上塗りする形じゃないとできない、だからほぼ一発撮りに近いような形でしかやれないのは、いろいろなところから聞いた情報によると、小泉さん自身もこんな不便な制度はないなということもおっしゃられておられる。そういうことでかみかみとして、自分たちでつくつたものを持つていくということとを許す、または、いや、局撮りでもいいんだという方は局撮りにしてもらつて、ある種選択制を……政見放送のチャンスが与えられている現状の方でも結構ですので、局撮りの形をやめて持ち込み式にした方が私はいいインフラにはなると思ふんです。

ですが、まだ局撮りの部分にこだわられていて、局撮りをまだ強制しているような形になつてい

る、局撮りをまだ強制しているような形になつてい

る、局撮りをまだ強制しているような形になつてい

るんだらうかということに限つてお答えをいたしますと、政見放送の録画につきましては、スタジオを確保するとか機材とか要員等の配置についても相当の準備を要するということだらうというふう

に思ひまして、局撮り方式におきましては、そういう意味での不安といひますか、そういったものが無いということがメリットであらうと思ひます。

○寺田(学)委員 確かにそれはメリットであると思ふんですが、選択制にしてしまへば、そのよう

な、スタジオをとることが非常に困難だと思われる方は局撮りを選択されるでしょうし、いや、そういうことに関しては準備があるんだという方は持ち込み方式を採用して、手話をつけるのか字幕をつけるのか、さまざまな創意工夫を凝らして有権者にわかりやすい情報を与えるという一つの選択もとれると思ふんです。

ここは何も政府の怠慢であるとか何とかということとを厳しく責めるわけではなくて、公選法というものが議員立法と開法によつてその都度その都度瞬間的に改正されていっていることが、こういういわばでこばこを生んでいるとは思ふんです。議員立法でできるのであれば議員立法でしたいんですが、恥ずかしな感じが、自分たちは少数、野党でもありまして、このことを改正したいと本心に願うのであれば、政府の方が、前回衆議院の小選挙区に持ち込みを認めたときは開法でやりましたし、政府・与党の方々の御賛同もいただいて議員立法でやるということも必要だと思ふんです、そういう意味で非常にここには御理解をいただきたいと強く願つていふところであります。

先ほど部長の方が、衆議院の小選挙区だけに持ち込みを認めている理由は政党本部だからというお言葉を使われていますが、そういうことに関して言えば、参議院選挙だって政党本部な選挙であることは事実です、そこに関して何ら決定的な違いはないことを考えますと、私は、どの党に有利になるというように改正ではないので、持ち込み方式というものを広く認めていただきたい。

そしてまた、どのような方が政見放送を放送する権利を持つのかということは、裁判でも争われたりいろいろな考えはあるでしょうけれども、現状の政見放送を放送できる権利者においては、持ち込み及び局撮りのどちらも選択できるようにするというのがまさにインフラを整える一つのきっかけであり、それが大きな結果を生むと思うんですが、大臣自身、どのようにお考えになりますか。

○竹中国務大臣 この問題に対する寺田委員の熱意は前回も聞かせていただきましたが、今回も非常に私自身には強く伝わっております。

現状、どういう経緯でこのような形になっているかということにつきましては、既に部長から御説明させていただいたとおりでありますし、前回の指摘のときも御説明をさせていただいたとおりでございます。

これは、議員の御指摘は大変納得できる点もあるわけでございすけれども、何せこの政見放送、選挙の問題というのは政治活動の最も中心的な問題でございす。そうした意味から、きょうの委員のお話は、私たち総務省に対してであると同時に、この倫選特の各先生方に対するお話でもあるかと思ひます。各党各会派で、ぜひそうした点を踏まえて御議論を賜ればありがたいというふうに思っております。

我々でできることについてはもちろんやらなければいけないわけでございすますが、何せ政治の中心にかかわる、政治活動の中心にかかわる話でございすので、各党各会派において十分な議論が行われて、それを踏まえてなされなければならぬというふうに思っております。

○鈴木委員長 寺田委員に申し上げますが、今の大臣の答弁と関連いたしまして、先ほど委員長並びに井上理事の名前を挙げられて質問をされました政見放送のあり方に関して、委員長としてもしっかりと整理をいたしまして、場合によれば、理事の間で御協議をさせていただくことも考えたいと思っております。

○寺田(学)委員 本日に委員長から温かいお言葉をいただいた非常に心強いんですが、本日に、戸別訪問を認めるのかインターネットかどうかというのはいまだに各党各会派でやらなければいけない問題ではあると思うんですが、こういう持ち込み方式を認めるかどうかということに関しては、前回においては閣法、いわば各党各会派の協議ではないところでもやれる事務的なものだというお考えのもとでなされた閣法であると思うんです。

そういう意味においても、本日に、今委員長から温かいお言葉をいただいて、来年の統一選挙に近い、そしてまた参議院選挙という、ある種かなり重要な局面を迎えるであろうその選挙を迎えるに当たって、私は、その選挙の前に早急にこの問題、持ち込み方式を参院選挙及び知事選にも認めるということは何とかなし遂げていただきたいなと。そのためであれば、自分自身としても、民主党内含めて、一生懸命いろいろなことでの啓蒙、及び、頑張っていくという思いがあります。そういう意味において、今委員長からそういう温かいお言葉をいただいたので、これ以上大臣に対してごねごね突っ込むのもやばだと思ひますので、委員長の御言葉を信じて、そしてまた、委員長がそのままそのお立場にずっといて、この問題に取り組まれることを強く願ひまして、時間が少し余っていますけれども、私の質問を終わりたいと思ひます。

○鈴木委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

私は、民主主義社会をつくっていく上で参政権を権利として認めるということは、憲法でも規定され、当然のことですが、実質的にもどのようにそれを保障していくかということは大きな問題だと思ひます。それで、きょうは最初に郵便投票について伺っておきたいと思ひますが、郵便投票ができる対象

者は今どれぐらいいらっしゃるのか。それから、そのうちで代理投票のできる対象者はどれぐらいいらっしゃるのか。参考人の方にまず伺います。

○久保政府参考人 この前の総選挙におきまして、郵便等投票証明書の発行件数、これは五万八千八百九十三件でございまして、その前の衆議院議員総選挙に比べて六千六百三十三件増加をしております。うち三万五千九百九十四名の方が投票を行っておりまして、前回に比べて投票を行われた方は二千八百二十二名増加をしているということになっております。また、このうち代理記載に該当するものとして郵便等投票証明書、これを発行いたしましたのは二千二百五十八件でございまして、うち千七百八十四の方が投票を行ったということになっております。

○吉井委員 何か、答えてもらうのに、新大阪から東京まで来られる大体の距離がありますけれども。

私がまず最初に伺いましたのは、郵便投票の対象者の数なんです。こちらは約百二十万人。それから、代理投票の対象者は約十三万人、これぐらいいらっしゃると思うんですが、まずこの点を確認しておきます。

○久保政府参考人 正確な数字というのはなかなか把握いたしておりません。極めて大ざっぱで申しわけございせんが、身体障害者の方で対象者になり得るといふふうに、私ども、いつぞやの時点で調べましたときには、約百四十六万人という数字を把握しております。

○吉井委員 ですから、対象となる方は百二十万人ぐらいいふうに私は最初に伺っておりますが、百四十六万人ですから、さらにたくさん対象になる方がいらっしゃるわけですね。対象者権者で見ると、郵便投票というのは、私が最初に伺っております百二十万人からすると五・八%なんです。さらに率が低くなってくるんです。代理投票ということになりますと、これは一%少しというところですね。

ですから、代理投票できる代理記載の要件は

は非常に厳しいものがあつて、寝たきりの人、自筆が困難な人たちの実情というのをやはりきちんとよくつかんで、政治に関心は持っているけれども、投票する意思もあるんだけど、しかし、投票所に足を運ぶことがなかなか大変で、今まばたき等でパソコンを使つて自分の意思を表明することの出来る人とかいろいろいらっしゃるんですけども、その自分の意思を投票行動につないでいくには、やはりそこには郵便投票とともに代筆の制度がさらに拡充されていくこととか、あるいは、外国などにあるような巡回投票と代筆投票を組み合わせるとか、要するに、参政権というのは権利としてあるだけじゃなしにそれを実質的にもきちんと保障するということが、私は民主主義社会としては非常に大事なことでと思うわけです。

そういう点で、大臣に伺つておきますが、その思いは大臣も私と多分一緒だと思うんですが、民主主義の基礎をなすものですから。ですから、そういういろいろな、障害を持った方で、自分の投票権を行使できないからこういう面での改善をしてほしいとか、そういう御要望とか思ひが、これは役所の方には随分届けられていると思うんですが、大臣もお聞きになつていらっしゃるのか、ちゃんと耳に届いているのかどうか、そのところを大臣に伺つておきたいと思ひます。

○竹中国務大臣 まず、吉井委員おっしゃいますように、参政権を実質的に担保しないといふ意味がないわけでございす。その意味で、障害を負つた方、ハンディキャップを負つた方々、そういう方々こそ政治の助け、力を必要とする場合が多いわけでありまして、しっかりとそういう制度を担保することがまさに民主主義のインフラの中でも最も重要な部分であるといふふうに認識をしております。後で議論されると思ひますけれども、その際に、公正性をどのように担保していくかということをしつかりと配慮して少しでもよい知恵を絞つていかなければいけないと思ひます。

それからもう一点、障害者団体からの要望等々、これはたくさんいただいております。そうしたことはしっかりと把握しておりますので、できることに常に知恵を絞っていききたいと思っております。

○吉井委員 それで、最近のことで見ましても、二〇〇二年十一月二十八日に東京地裁が、筋萎縮性側索硬化症、ALSの患者の三人の方が代筆による郵便投票を認めないのは選挙権の侵害と訴えたのに対して、判決文の中では、損害賠償の方は認めていないんですが、以上によれば公職選挙法に原告らが選挙権を行使できるような投票制度が設けられていなかったことについては、憲法十五条一項、同三項、十四条一項及び四十四条ただし書きに違反する状態であったと言わざるを得ないと指摘しているわけです。

この指摘があつて既に三年半経過しているわけですが、もちろん、その後、二〇〇四年でしたか、郵便投票についての部分的な前進があるというところは、私も国会の方ですから、立法府ですからそこは知っているんですが、それにしても、一少しかしか実際には代理投票の方が参加できていないのが実情です。では、実質的にこの権利を保障していくにはどういふことをやっていくことが大事なのか、ここが私は今問われているときだと思っております。

そこで、これは地裁の判決文の中でも紹介されておりますが、各国でも巡回投票と代筆の制度を取り入れているとか、もちろん郵便投票と代筆なんだけれども、かなり今の日本の場合絞つていまして、それにどういふふうに取り組んでいるのかとかいろいろの例も研究していらつしやると思うんですが、少しそこのお聞かせいただきたいと思います。

○久保政府参考人 ただいま御指摘にございました巡回投票でございますね。これは、確かに障害者の方々の御要望の中でも極めて強い御要望だと承知をしておりますけれども、巡回による在宅投票、これを実施してほしいということがございま

す。

ただ、一方で、これはもう先生御承知のとおりのことになってまいりますけれども、巡回投票というのをやってまいりますと、選挙管理委員会の職員、この体制をどうやって、巡回をしていくときに確保ができるのか。巡回をしていきますと、選挙期間というのは限りがございまして、対象者を漏れなくといいますが、果たして巡回がまたできるんだらうとか、そういった意味で公平性を欠くような結果になりやしないかとかいいたうなことで、私ども、諸外国にそういった制度があるというのは承知をしておりますし、また、国内でそういったことができないかということも考えてまいりましたけれども、どうしても、職員の体制とか選挙の公平性とか、そういったことがやはり障害になつて踏み切れないでいるというのが正直言つて実情でございます。

○吉井委員 私は、これはまず、どこに在宅で代筆投票をしなければならぬ方がいらつしやるのかとか、実情をつかむことが大事なんですが、通常、地方自治体の場合、よくつかんでもらつているんですね。そして、地方自治体の場合、選挙管理部門なり課の人だけが選挙の仕事をやっているわけじゃないんですね。投票日は税務の人も国民健康保険の人もみんなちゃんと参加するわけですから、余り行革だといつて削つてしまつてそういう人もいなくなりますが、その人たちの体制をきちんと実態に合わせて組んでいいたら、それは私は可能になつてくると思うんです。

問題は、これは判決文の中にもありますが、投票所投票主義及び自書主義を原則とする選挙制度を定め、これを維持するのであれば、投票行為の性質に伴う必然的な制約や、投票の秘密や選挙の公正の要請から身体的条件によつて選挙権行使の機会を奪う結果となつてもやむを得ないと判断されるのであれば、それは格別だ、言つてみれば論外なんですよ。そうでない限り、投票所に行くことも自書することも不可能な選挙人が存在すれば、それらの選挙人に選挙権行使の機会を保障す

るための制度を設けることが憲法上要請されていふ。つまり、私は、国民の参政権というものを、憲法上の要請なんですから、これを実質的に保障するということは、これはコストの問題じゃないと思うんですね。大体、民主主義のコストだといつて三百二十億円の政党助成金を出しているじゃないですか。それからすれば本当に安いものなんですよ。だから、民主主義のコストを口にすれば、何よりもこういう人々の選挙する投票権を実質的に保障する。

それは、巡回投票という方法もあれば、今決めているこの制度により、郵便投票による不在者投票における代理記載制度で、まだかなり制約はあるんです。その制約を、もちろん、選挙の公正ということは、これは私は当然の話だと思つていまから、その選挙の公正をゆがめてよろしいなんて、そんなことを言っているんじゃないですよ。そういうことを含めてやはり、この場合、上肢または視覚の障害の程度が一級である者というふうになつていられるんですけども、実際にはこれに当てはまらないので自書できないという方もいらつしやるわけですね。

ですから、私はこの点では、ここは大臣、例えば視覚障害者の人でも点字ができない人、これは点字のできる人が比較的少なく、多くの方ができなくて棄権ということもあるわけです。公選法の改正によつて郵便投票に代理記載制度が導入されて、二回の国政選挙が行われたんですけれども、それでも対象となる人の郵便投票は五・八%、代理投票は一%ちよつと、やはり厳しいという声が、大臣のところにも寄せられていふと思うんですが、あるわけですから、これはそのことを、この巡回投票や郵便投票にしても、代筆の制度を充実させて、この問題をどう改善するのか、どのようにこれを考えて、どう対応していくか、このところは大臣としてやはりきちんとしたお考えを持って臨んでもらいたいと思うんですが、これを伺いたいと思います。

○竹中国務大臣 改めてですけども、参政権の

重さ、そして、そういうことを踏まえた意味で、それを実質的に保障しなければいけないという委員の御指摘は大変重いというふうな受けとめております。

我々も大変知恵を絞つて、選挙部においてもいろいろ努力はしているわけですが、先ほど選挙部長も申し上げましたように、公正性をどのように、本当に担保できるのか、それに関連した体制が一体組めるのかどうか、そういう問題で我々も悩んでいるわけでございます。しかし、今改めて御指摘いただいた、そうした選挙の公正といった問題に十分に留意をしながら、ぜひ何ができれば、今後とも我々としてもしっかりと検討してまいりたいというふうに思います。

○吉井委員 これは民主主義の基礎ですからね。これは行革だコストだという話じゃないんですよ。この点だけはすべての国民に、憲法に保障されたこの権利の行使、実質的な保障がなければ地裁判決の指摘することにはこたえることにならない、このことを重ねて申し上げまして、質問を終わります。

○鈴木委員長 次に、菅野哲雄君。

菅野委員 社民党の菅野哲雄でございます。まず初めに、政治と金をめぐる問題について少し議論していきたいと思っております。

総務大臣にお伺いいたしますけれども、日歯連から一億円のやみ献金受領事件をめぐる裁判で、収支報告書への記載を見送るよう指示したとの疑いで起訴されていた村岡兼造元官房長官に対し、東京地裁が無罪判決を言い渡しました。この問題、旧橋本派の元会計責任者、村岡元官房長官、それから橋本元首相らの証言、発言が食い違い、一体だれがやみ献金の処理を指示したのか全く不明のままになつてしまつております。

司直の手によつて説明を求めることは当然として、やみに包まれたままでは国民の政治不信は拡大されるだけだ。事件発覚から長い時間が経過し、橋本元首相が政治倫理審査会で弁明を行つてから約一年半、いまだに真相が明らかになつてい

ないことに対して、大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○竹中国務大臣 御指摘の問題に関して私の所感はどうなのかということをごいいますけれども、これは、御質問の個別の事例にしましては、訴訟がまだ係属中ということでごいいます。そうした意味で、お答えは控えていただくということに御理解をぜひ賜りたいと存じます。

しかし、一般的観点から申し上げれば、やはり国民に信頼される政治を行う、これは私も政治家の端くれとして、本当に信頼を得たいものだと思います。そのためには、政治家一人一人が襟を正すということは大原則であって、そして政治資金については政治資金規正法にのっとって適切に処理をしなければならぬと思ひます。

今後とも、この政治資金の適正な処理と透明性を確保していく、そして政治に対する国民の信頼を得られるように努めていく必要があるというふうに思っております。

○菅野委員 現状は、自民党内の派閥で起きた事件を自民党が全容説明するできない中、一方で、企業・団体献金の隠れみとなつていいるパーティー券の購入、あるいはふえ続けている政党支部の問題など、企業・団体献金の規制は私は不可欠と考えるんですけれども、大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○竹中国務大臣 菅野委員の御指摘は、端的に言うと、企業・団体献金に対するやはり何らかの規制の強化が必要ではないのかという御指摘でございます。

御承知のように、この政治資金規正法につきましては、これまでの政治改革の中で、まず政党本位、そして政策本位の政治を目指すということで、数次にわたつて法の改正が行われてきております。そして、平成十一年の改正によりまして、資金管理団体に対する企業・団体献金が禁止されたところがございます。その一方で、企業・団体献金については、最高裁の判決におきまして、企業は憲法上の政治活動の自由の一環として政治

資金の寄附の自由を持つということは認められているというふうに承知をしております。

そうした点も踏まえまして、いずれにしても、政治活動に関する寄附の規制については、これはもう政治活動の根幹中の根幹でございます。政党、政治団体の政治活動の自由と密接に関連しておりますので、各党各会派においてしっかりと御議論をいただくかなければならないというふうに思っております。

○菅野委員 いずれにしても、政治と金をめぐる問題というのは、本当に透明性をしっかりと確保していかなきゃならない大きな課題だということに思っております。これからもしっかり取り組んでいただきたいし、私どもも、そういう意味では大きな議論を行つていかなきゃならない課題だということに思っております。

次に、各種報道によりますと、企業・団体献金の規制緩和を求める意見が政財界双方で強まっているように見受けられるんですが、具体的には、政治資金規正法に基づき、外資比率五〇％を超える企業への献金が規制されております。この条件を緩和したいという動きだと私は思っているんです。

そこで、お伺いしたいのは、仮に外資比率が五〇％を超えても日本に本社があつて上場している企業の献金もオーケーとなつた場合、これまで献金ができなかつた大手企業が新たに献金可能となります。政治と金に対する規制、透明で清潔な政治を国民が望んでいる中で、企業・団体献金の規制強化ではなく、外資比率が高い企業にまで献金条件を緩和するような動きについて、竹中大臣はいかにお考えか、お聞きいたします。

○竹中国務大臣 献金に関する規制を強化するのではなくて、むしろ緩和するという議論があるけれども、それはどうなのかというお尋ねでございます。

政治と金をめぐる問題に関しては、これは一昨年の第百六十一回の臨時国会におきまして、与党、野党それぞれから政治資金規正法の改正法案

が提出をされました。そして、昨年の通常国会においてさまざまな御議論がなされたところでありまして、昨年の百六十三回特別国会におきまして、政治団体間の寄附を制限することなどを内容とする改正法案が成立したわけでございます。

一方で、今国会においては、今委員御指摘になりましたように、主たる構成員が外国人または外国法人である日本法人のうち、上場会社であるものからの寄附の受領に係る現行の規制の撤廃などを内容とした改正法案が再び自由民主党から国会に提出をされているというふうに承知をしております。これは、かねてからいろいろ議論があるところだと承知をしております。

そうした提案も受けまして、これは各党各会派において御議論をいただくべき重要な問題であるというふうに考えております。

○菅野委員 総務大臣としての答弁は限度があるというふうに思ひますけれども、なぜ外資比率が五〇％を超える企業を献金禁止としてきたのか、この精神というものは厳然としてあるというふうに私は思ひます。その精神を曲げてしまふということとは、私は、主権国家としてのあり方にかかわる重大な問題だと思ひながら今質問しているわけでございますけれども、その点に立つて、今後とも総務省としてもしっかりと取り組みというものをやっていただきたいということを私は強く申し上げて、これ以上は質問いたしません。

それで、次に、市町村合併と市町村議会議員の定数について少し議論したいんですが、いわゆる平成大合併によつて、一九九九年三月に三千二百を超えていた自治体が、ことしの四月には、千八百二十一と減っているんですけれども、まだ減少しました。これに伴つて市町村議会議員の定数も削減したものと承知しているんですが、平成大合併以前と比べて現行の市町村議会議員の定数はどの程度減少しているのか、お示し願ひたいと思ひます。

○久元政府参考人 市町村議会議員の数についてお答えを申し上げます。

いわゆる平成の大合併が始まる直前の平成十年末の数は、五万九千三百四十四人ということでありまして、これを直近の数字で申し上げますと、昨年末、平成十七年の末ということになります。四万四千九百五十人という数字になっております。

また、私ども、別途、それぞれの判断で適用されております在任特例などの措置を終了した場合にどれぐらいになるのかという数字を見込んでおりますが、これによりまして、三万八千九百四十二人というふうに見込んでおります。

○菅野委員 今、五万九千三百四十四人から、最終的には、これからも減つていくだろうというふうな数字を挙げても、三万八千九百四十二人という数字を挙げてもいいと思います。これは本当に、三分の一以上も減少しているという状況だということに思ひます。

住民に最も身近な市町村議会議員が大幅に削減されるということは、大臣、間接民主主義というもの、機能、役割を損ねかねないというふうに強く私は懸念しているんです。このように合併によつて議員数が減るのは当然とらえるのか、間接民主主義という機能と役割をやはり尊重していかなければならないというふうにとらえるのか、ここで大きく分かれるというふうに私は思ひます。

それで、大幅にどんどん減少している今日の実情を総務大臣としてどう考えておられるのか、所見をお聞きたいというふうに思ひます。

○竹中国務大臣 今起こっていることをどのように見ているかという御指摘でございます。

私は、委員御指摘のように、やはり、それぞれの身近な自治体の議会の議員さんというのは大変重要な役割を果たしてこられたと思ひます。また一方で、しかし、財政が大変厳しい状況の中で、市町村合併を進めて財務基盤を強化したい、そしてそれに求められる必要なスリム化を行つてほしいという住民の声があるということも事実なんだろうと思ひます。そういう中で、市町村議会の定

くりそのまま日本に導入したんですね。

そこで問題が起きるのが、イギリスの場合にはコモンロー、要するに判例の積み重ねの主義をとる国でございますから、条文はほどほど、あとは判例の積み重ねで決める。こういう制度をにわかには継ぎ足したものですから、人の人権に関する問題、要するに刑罰法規ですね、刑罰法規の問題でありますが何も構成要件を伝えていない。これは今で言いますと憲法違反なんです、構成要件がないですから。ただ、判例と今までの選挙部の通達によって固まってきたとは言っていますけれども、法律の構成要件は何もないんです。私は、こういう問題をいつまでもほっておいていいのかなというところで、きょうは取り上げさせていたきたいわけでございます。

そしてなお、そのときに、大正十四年に、問題になっております戸別訪問を入れました。これも世界に類例がないんです。要するに、選挙運動の規制はイギリスの腐敗及び違法行為防止法に倣ったんですけれども、イギリスにもない戸別訪問禁止規定を大正十四年に入れたんです。これは全く日本の独創性なんです。それで、その結果が戦前までずっと選挙干渉を招くということになってきたんですね。戦前の選挙干渉を招いた。

そこで、昭和二十年の選挙法の改正では、やはりそういうことをしていると選挙干渉ということになってまずい、自由選挙を保障しなさいかぬというので、昭和二十年の改正で選挙を自由化しました。自由化したら、まあ、とにかくやはり買収もあるし供応もあります。当然、当時は食糧難ですから大した供応はできないと思いますけれども、そして、その結果、だんだんいろいろなことが出てきた。

そういうようなことでしようけれども、これはだれが見てもよくわからないんです。警告もないんですよ。選挙期間中に選挙部に尋ねると、全部やめた方がいいという話なんです。選挙部の言うことを聞いて、選挙部も個人的な意見ですけれども

どもとおっしゃるんですね、やると選挙ができないんです。先ほど出ましたけれども、選挙部の言うとおりにやったら選挙はできませんよ。それから、解説書を読んでやったら、選挙ができないんです。

そういうふうな、大正十四年によその国の考え方を持ってきて、日本のきちんとしたことができない。選挙部長に今お尋ねしても答えられない。それは答えられないんです、自分でつくった法律じゃないですから。全部判例が固める、要するに判例、裁判官に丸投げしているんですね。ですから、大正十四年にこの法律ができたときに、要するにどういことが起きたかといったら、片っ端から当時の最高裁の前身の大審院に行きましたから、昭和三年、昭和四年がこの種の選挙運動のリーディングケースになっていると思うんです。ですから、私は、それをいつまでも、もうそろそろ百年近くなるといふこの時期にそれでいいのかどうかと。

やはり法律というのは、予測可能性がなければいけない、予測可能性ですよ。今、選挙部長も答えられないほど、立場上答えられないということはわかっていますよ、だけれども、そのぐらいい、だれが見たってわからないものでもって、たまたまボスターを張ってしまったといったら、ある日突然お召し捕りだ。これでは法治国家と言えるのかということだと思ふんですね。

今、日本の法律はがんじがらめにいろいろな細かいことを規定している、そういう法体系の中でこれだけ大事なことがばかると穴があいているんです。ですから、この一、二年間問題になりました法務省提出の人権擁護法案もそうです、いや、構成要件がラフだとか、こんなので引つ張られたら困るとか、法律を出せないんです。ところが、選挙法は堂々と昔の法律がそのまま通用しているという不思議な世界ではないだろうか。私は、これは総務省にやれと言ったってなかなか難しいと思うんです。これは一番の政治的なイシュー、大きな争点ですから、総務省も、イギリ

スの例、ドイツの例、そういう資料を整えていたでいて、国会の中で議論すべき問題でございますから、いつまでもほっておくのはどうだろうかかと。

とにかく、インターネットの時代でございますから、いろいろなものがこれから大変転じていく時代に、選挙運動だけがこのままではいかないと、いふに思いますので、その辺のところを、大臣、時間が過ぎていますけれども、一言だけ感想をお述べいただきたいと思ひます。

○竹中国務大臣 大変勉強させていただきました。

実は、総務大臣を拝命してから、総務省が抱える法律はたくさんあるわけですが、この法律はどうも感じが違うという印象を非常に強く持っていました。

まさに、普通でしたら、日本は成文法に基づいていますから、そこでしっかりと定義をして、それを補うように役所が通達も含めていろいろなガイドラインとかをつくって全体をやっていく。だから、判例は余り出ない。ところが、確かにこの法律に関しては判例に非常に依存しているところがあつて、逆に役所のガイドライン等々は立場上なかなか出せるものではないわけですので、なかなか全体が見えない。そういう思いを持っていたわけでございますけれども、大正の経緯等々を改めて我々ももう一度しっかりと踏まえなければいけないと思つております。

今委員の御指摘、最後は私たちの決まり文句になつて大変恐縮なんです、各党各会派においてしっかりと御議論を賜りたいというふうに思つております。

○滝委員 ありがとうございます。終わります。

○鈴木委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時開議
○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局長縄田修君、総務省自治行政局選挙部長久保信保君、法務省刑事局長大林宏君及び外務省領事局長谷崎泰明君の出席を求め、説明を聴取いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○鈴木委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大塚拓君。

○大塚拓委員 自由民主党の大塚拓でございます。

きょうは、在外選挙について質問させていただきます。

私も、海外に二年ほど、アメリカでございまして、大臣もいらつしたハーバード大学というところに二年おつたことがあるわけですが、やはり海外で生活するとなると、文化も言語も制度も違うということで、大変苦労を伴うわけでございます。その中で、在外選挙で投票するということは結構負担が高い、これは実感としてあるわけでございます。そういう私の経験も踏まえて、きょうは、海外在留邦人の立場を代弁して質問させていただきますと思つております。

まず、外務省統計によると、在外邦人は今九十六万人だ、そのうち在外有権者数は七十二万人であるということでございますけれども、この数字について、どうやって推計しておられるのか、またどれぐらいの捕捉率であると考えていらつしやるのか、ちよつとお伺いしたいと思います。

○谷崎政府参考人 お答えいたします。

海外におきます在留邦人でございますけれども、私も、短期滞在の方々は除きまして、三カ月以上長期におられる滞在者及び永住者を対象といたしまして、毎年十月一日現在のその総数を全在外公館を通じて調査をしております。基本的には、この数をもとに在外の邦人の総数を出しております。

他方、これだけでは捕捉できないところもございますので、在留届を基礎としつつも、さらに、未提出の邦人もいるために、日系進出企業、さらには日本人会、留学生が在籍する大学等にも協力を呼びかけまして、実態に近い数字を出そうということで捕捉率の向上に努めております。

今御質問にありました在外有権者でございますけれども、このようにして把握しました邦人総数に、さらに推定有権者率ということで七五％を乗じて算出しているというのがその数値でございます。

○大塚拓委員 在外公館に出される在留届をベースにしながら、現地の日本人組織なんかと連携して少しずつ補正していることだと思えますけれども、私の経験からいきますと、周囲の人間で在留届を出している人の方がむしろ圧倒的に少数、わざわざ出向いて行くメリットもほとんど感じていないし、やらないからどうということもないわけで、やっていない人がほとんどだという感覚を持っております。

一方、日本人団体も、私も現地の日本人団体の代表等々をやっておつたんですけれども、特にコンタクトはなかったこともありまして、恐らく捕捉されている率というのは、多分途上国で、危険な地域なんかだとみんな大使館に登録したいというようなモチベーションもあると思えますけれども、そうでない場合は、少なくとも先進国なんかですと、これは半分以上いけばいいぐらいなのかというような、実感としては思っているところがございます。

恐らくここは議論しても水かけ論になるんだと思うんですけども、有権者の数の推計にぶれが

大きいというのはやはり問題なんじゃないかな、こういうふうに通じているわけです。この捕捉率というのを上げていく必要があるとお考えかどうか、また、どういうふうな方策があり得るとお考えか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○谷崎政府参考人 ただいま御指摘のありました捕捉率を高めるというのは、おっしゃるとおりでございます。その捕捉率を高める上で基本になりますのは在留届でございますので、在留届につきまして、できる限りしていただく。これは公職選挙法の選挙の対象となるばかりでなく、在外における在留邦人の保護の観点からも非常に必要なのでございますので、在留届の捕捉率を高めるということをやっております。

具体的には、本邦、日本を出る前に、総務省とも協力した上で、在外に行った場合にはできる限り大使館で在留届を出していただくということをお願いしているということもございまして、さらには在留届の、登録しやすくなるために、例えばインターネットを通じての登録もできるといふふうなことを、その利便性を図ってきております。

さらに、遠隔地におられる方、これは大使館、総領事館になかなか来るチャンスがないという方は在留届をする機会がそれだけ減るわけでございますので、そこにつきましては、領事サービスの一環としてまして領事出張サービスというのをやっております。領事官が定期的に地方に行く、そのときに登録もしていただくという手続をやっております。

このような形で、できる限り在留届の捕捉率を高めるということとは引き続きやっていきたいというふうに通じております。

○大塚拓委員 いろいろ在外公館で御努力をされていることは私も存じ上げておりますが、一方で、やはりなかなか捕捉できていないところもあると思うものですから、今後何か抜本的な方法を講じることも含めて、努力をしていっていただきたいなと思っております。

次いで、在外選挙人登録をされている方の数というのは、これは実数だと思えますけれども八万二千人ですね。そのうち、実際に前回総選挙で投票した方の数というのは二万一千人であるということでございますが、これは公式統計ベースの九十六万人というのをベースにしても大変少ない。これは三％を切っているということでございます。これはやはり、何か投票環境に大きな障害があるんじゃないのかなと思うわけでございます。

やはり実際、その投票手続というのが、在外投票の場合は非常に複雑である、非常にやりにくいということは障害であったと思えます。これについては今回の法改正で一定の手当てがされておりますから、これは評価させていただきたい。しかし一方で、やはり在外公館というのは、日本国内の市役所、区役所と違って、そんな最寄りにあるというわけではないわけですね。場合によっては車や何時間もかけて隣の州から行く、こういうような環境にあるわけでございます。

さらに、今回の法改正でも、投票の締め切りが六日前ということになりました。これは、六日前にすべての公館が締め切るということではなくて、郵便事情などを考慮して、それより以前に締め切る公館もあるということでございます。

そういう、投票できる期間に非常に制約がある、さらに、公館に対するアクセスも非常によくないということも考えたときに、選挙期間中、窓口は九時半から五時でございますか、あけていると思いますが、それでも、普通本業を抱えながら海外に滞在しているわけですから、仕事を終った後投票に行くことと思っても、もう五時で閉まってしまっている。

さらに、これは七日前までに締め切られる在外公館であれば、週末が少なくとも一日はかぶってくると思えますけれども、八日前に締め切る、あるいは九日前、十日前に締め切る在外公館においては、週末が一日もかぶらないわけですね。だから、普通に仕事をしている方が投票に行くチャン

スがそもそも少ない、こういうことになっているんだらうと思えます。

ちなみに、平日のみしか投票できない在外公館というのが六十七公館ございます。土日両方できるのが三十四公館、土曜のみが九十五公館。これはやはり少し改善をしないと、投票率も上がりようもないところがあるのかなと思えます。

例えば、選挙期間中だけは窓口を八時まであけるとか、選挙人名簿に登録する際、これは週末も受け付けるとか、在外公館に対するアクセシビリティというか、アクセスを改善していく必要があるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○谷崎政府参考人 お答えいたします。

在外公館での投票をできる限りやりやすくするというのは、御指摘のとおりだろうと思えます。若干繰り返しになりますけれども、先ほど登録率を高めるという中で、今回の法律の中でも、三カ月要件というのは、今までは三カ月たつてから登録申請できたのを、三カ月要件を満たさなくても申請はできることにしたということに伴いまして、相当飛躍的に申請率がよくなるんだらうという感じを持っております。

他方、そういう形で申請した人が現実に投票するということの利便性を図るというのは、御指摘のとおりでございます。私も、先ほど申し上げました領事出張サービスという形で、担当官が企業関係者のところに回りまして、企業等訪問サービスというところを行って登録率を高めるということを考えているということでございます。

具体的に御指摘のありました、在外公館の九時半から五時までの時間を延長するというところでございまして、非常に、安全面というふうなセキュリティの面も考える必要があるというふうな考えでおります。したがって、基本的には、在外におられる選挙民の方々の意見をさらに聞いた上で、その辺は基本的にはよく考えて判断していきたいというふうに通じております。

○大塚拓委員 恐らく、在外邦人の意見を聞いたときに、窓口をもっとあけてほしいという意見が大宗であるとは思いますが、やはりアメリカにいても、例えばちょっとしたサイン証明をとりたいたって在外公館に行こうと思っても、なかなか時間が合わなくて、一月月、二月月とりに行けない、こういう状況が普通に起るわけですから、これは私、在外邦人の声を代弁しておりますので、ぜひ私の声をその声だと思つて、すぐにでも改善に取り組んでいただきたいなと思います。

それから、在外投票について、郵便投票というのが認められております。ただ、郵便投票をするためには、投票先の選挙区の所在する選挙、市町村の選挙にあらかじめ請求をしておかなければいけない、こういうこともありまして、なかなか使いつらい制度なんだらうなと思つておりますけれども、例えばこれももうちょっと運用改善するということ意味で、選挙人名簿に登録をする際に、郵便投票を選択しますか、それとも公館で投票しますかというのをあらかじめ選択できるようにして、選挙になったら選択した人では自動的に郵便で送付するというようにしてはいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○竹中国務大臣 委員まさにいろいろ御経験されたように、海外で住まわつていられるときに、在外公館というのはなかなか実は近くて遠い存在である、これはいろいろな意味で近くて遠い存在だという実感をも私は持つております。

そうした中で、いろいろ簡便な方法がないかというところで御提案をいただいているわけですが、まず、郵便投票については、この制度が創設された当初は、在外公館投票の例外という扱いであつたわけでありましたが、平成十五年の公選法の改正で、在外邦人の要望等も踏まえまして、いわば公館投票との選択制という位置づけになつて、改善は図られていると思ひます。

それで、例えば選択制にして、選択したものについては、在外選挙人証を市町村の選挙で預かつ

て、そして自動的に送付するというようなやり方、これも一つ考えられるような方法なのだと思いますけれども、多分、実際に制度を詰めていきますと、在外選挙人が住所を移転した場合に一体どこへ送つたらいのかとか、日本のように住民票管理ができていられるわけではございませんので。また、選挙の際に、在外公館の近くに滞在していたとしても、選挙人証が手元になつていないことから、投票ができなかつたという場合があるわけですが、その場合どうするか。そうした問題もあるのだというふうに思ひます。

ただ、いづれにしても、常にこういう問題は改善を図らなさいいけないというふうに思ひますので、どのような工夫があるか、その可能性も含めて、よく外務省とも協議をしながら、検討してまいりたいというふうに思ひます。

○大塚拓委員 大臣も在外経験がおりになりますから、いろいろ不便は身にしみて感じられるということでございます。

いろいろテクニカルな問題があるというのは、私も承知しているところでございます。ただ、やはりこれは、どうやって規制していくか、いかに投票を厳格に運用していくかという思想ではなくて、いかに在外邦人が投票しやすい環境をつくっていくかというふうに思想を百八十度転換してやつていっていただきたいな。

ほかにも、やはり現地にいらっしゃる方というのは日本の情報から隔絶されているところがございまして、選挙があつてもなかなか気づかなかつたりするわけがございます。普通、日本にいれば、その辺にポスターが張られ始めたり演説が始まつたりとかするので気づくわけですが、そういうこともない。こういうことも、例えばEメールを使つて告知していくとか、郵送でも告知するとか、いろいろやりようはあるんだと思うんですけど、ぜひ、これは積極的にその環境をつくっていくというスタンスで一生懸命努力していただければなというふうに思ひます。

時間の関係で、次に、投票選挙区についての質

問に移ります。

現在、在外投票は、日本国内での最終住所地での投票ということになっておりますけれども、これに對して、海外選挙区を設ける、こういう考え方もあるんだと思ひます。

在留邦人が、今の統計で考えたとしても約百万人いるということでございますから、衆議院の小選挙区だと二つから三つぐらい、比例区で一つか二つ、参議院だと二つ、議席を割り当てることができ、十分な数の有権者が海外におられるわけでございます。また、最終住所地で投票するということになります。また、最終住所地で投票するということになると、今起きている問題ではございまいけれども、各市町村選挙で非常に事務的に煩雑なことをしなければいけない。選挙運動の方式も、候補者にとつても、国内でやるのと同じことを海外に對してやるわけにはいかないので、大変に負担がかかるというか、負担がかかるがゆえに完全に切り捨てている。さらには、同じ選挙区に所属している方も、国内に在住している方と海外に住んでいる方ではやはり利害が一致しないところがあるわけでございます。

これは、薄く広く利害関係者がいろいろな選挙区にばらまかれていて、やはり有権者の権利を守るという意味でもちよつと問題があるのではないかなと思ひます。また、海外選挙区を設ける国はあつたわけですね。イタリアとかフランスとかオランダなんかでも実施しているというふう聞いております。割と成熟した民主主義国で導入実績があるというところなので、これは工夫次第で可能な制度であるということが言えると思ひますけれども、これについて今後検討していくべきではないのかなというところについて、大臣に御所見をお願いしたいと思います。

○竹中国務大臣 委員御指摘のように、イタリア、フランス、オランダ、もちろんこれはいろいろな歴史、いろいろな社会背景の相違によるものではございますけれども、そういう制度があるというところは承知をしております。

これはいろいろなことを今後考えていかなければいけませんので、技術的にこれがあるから難しい、あれがあるから難しいなどということばかり余り言いたくはないのでございまして、先ほど御説明申し上げたような意味で、やはり幾つかの技術的な、しっかりと詰めた方がいい問題があるというのも事実であらうかと思ひます。さまざまな国情の多数の国にわたる広大な選挙区になりますから、その中で例えばそういうことをやる場合には、公正、適正な選挙を一体行うことができるのか。総定数との割合をどのように考えていったらいいのか。また、在外公館で管理、執行を適正に行うことができるのか。

繰り返しますが、だからできないでいいという議論はしちやいけなかつたと思ひますが、そういうことをしっかりと詰めたければいけない。そういう意味で、国民的コンセンサスを得られるかどうかということも含めて、これはやはり高度に政治的な問題でございまして、各党各会派で御議論をいただきたいと思います。我々もできる限り知恵は出したと思ひます。

○大塚拓委員 ぜひ、こういう問題があるからできないではなくて、こういう問題があるからいかに解決すればいいかという発想で取り組んでいただきたいな。また最高裁から立法府は怠慢であると云われることのないように、立法府も取り組んでいきたいと思ひますので、政府におかれても、ぜひ最善を尽くしていただきたいというふうに思つていられるものでございまして。

最後に、国民投票法についてちよつとお伺ひしたいんですが、憲法、改憲の話に伴つて、国民投票法というものが議論されておるところでございまして。

これについても、むしろこの選挙区に属するということではなくて、日本国民、国籍を有する者ということでございますから、より一層はつきり在外邦人が投票する環境というものが担保されるべき問題であるのかなというふうに感じております。これは、一義的にはもちろん立法府で法制

を考えていくべき問題だと思いますが、その上で、政府として、国民投票法に対する取り組み、今後の方針というものを伺いできればと思います。

○竹中国務大臣 憲法改正国民投票法案については、現在国会で、まさしく委員御指摘のように、各党各会派間で御議論をされているところでございます。

成案が得られた場合には、その法律の枠組みの中で、国民投票、これは公正、公平の観点をしっかり踏まなければいけません。その上で、在外邦人の方にもできる限り投票しやすいような方策について、これは我々、外務省とも協議、調整をしながら、また、管理、執行を担う市町村の選管の意見等もお聞きしながら、よく検討してまいりたいでございます。

○大塚拓委員 時間が参りましたのでこれで終わりますが、やはり合理的に考えて克服できる障害というのであれば、それは何とか克服して、海外在留邦人の投票権を制限することのないように、海外にいるということは、大変在外公館にアクセスしにくいとか情報が得にくいとか、いろいろあるということを踏まえて、ぜひ今後積極的に努力をしていっていただきたいと思います。

終ります。

○鈴木委員 次は、小里泰弘君。

○小里委員 自由民主党の小里泰弘でございます。どうぞよろしく願います。

国民民主権下における選挙権の行使は、国民固有の極めて大事な権利の一つでございます。先ほどから話にありましたように、約七十二万人とも言われる海外在住の有権者、その意思をしっかりと国政に反映させていく、その上で、このたびの法改正は評価をするところでございます。

一方で、在外であるがゆえに克服をするべき多くの課題があると思います。実効ある、利用しやすい制度とするために、そのような観点から、質疑を行いたいと思います。

まず最初に、昨年九月の最高裁判決をどのよう

に受けとめておられるか、そして、このたびの改正の意義をどのようにとらえておられるか、大臣にお伺いしたいと思います。

○竹中国務大臣 小里委員御指摘の、昨年九月十四日の最高裁の判決を我々は大変厳粛に受けとめているところでございます。

御承知のように、在外選挙制度の対象となる選挙を当分の間比例代表選出議員選挙に限定するという規定は、遅くとも次回の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙の時点においては憲法に違反すると判断をされたわけでございます。また、平成十年の在外選挙制度創設までの立法不作為が違法であるとされて、国家賠償請求が認められたということでございますから、これは二重の意味で大変厳粛に受けとめているところでございます。

我々としては、この判決を受けまして、外務省を初め関係方面とも協議を重ねて、そして、在外選挙の対象となる選挙を、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙とすること等を内容とする今回の改正案を提出させていただいているところでございます。

○小里委員 ありがとうございます。

選挙における公正で適切な判断に資する観点から、候補者の人格や識見、政策といった情報をいかに有権者に届けるか、大事な課題であると思えます。在外選挙人にとりましては、日ごろから候補者に対してなじみがないケースがほとんどであります。顔すらわからないというケースがほとんどであろうと思います。制約の多い条件下において、政党情報、候補者情報というものをどのように周知していくのか、総務省にお伺いいたします。

○久保政府参考人 在外選挙は、国内から遠距離の国外で実施をされるものでございますし、また、我が国の主権の及ばない、国情の違う地域で行われるといったことから、我が国の国内でやっておりますような選挙行為、こうした形で国内と同様の周知を図るということはやはり極めて困難

であると考えております。

テレビの国際放送等に加えまして、最近ではインターネットが発達をしておりますので、新聞社等のホームページでも立候補の状況等を知ることができるということでございますし、まずは、やはり在外選挙人の方々がみずからこうした情報収集に努めていただきたいなと思っております。

私も、現在、比例代表に限って在外選挙を行っておりますけれども、現在は事実上の便宜供与といった形で、名簿届け出政党等の名称、そして、参議院の比例代表につきましては非拘束でございますので、名簿届け出政党等の名称と名簿登載者の氏名の一覧を在外公館に備え置きたいしておりますし、また、そうした状況は、総務省、外務省のホームページで掲載をしております。

また、改正案にございます選挙区の選挙、衆議院の小選挙区、そして参議院の選挙区選挙につきましても、ただいまお話ししました比例代表選挙と同様の事実上の便宜供与といった形で、各選挙区ごとの候補者名、届け出政党の名称の一覧を各在外公館に備え置くとともに、各都道府県の選挙管理委員会のホームページにもこうした情報を掲載して、私どものホームページを通じてアクセスできるようにしたいと考えております。

○小里委員 候補者情報が候補者名と届け出政党名のみというのは、いささか心もとない気がいたします。ただ、制度の草創期であります。しかも、制約の多い条件下であります。やむを得ないと思う次第でございますが、一方でインターネットの活用が言われております。現在は、公職選挙法上の文書図画に当たるということで、選挙期間中のホームページの更新ができないということでございますが、この機会にインターネットによる選挙活動を容認する、そういったお考えはないか、大臣にお伺いしたいと思います。

○竹中国務大臣 インターネットに対する期待、そして懸念、いろいろな幅広い御議論があるというふうにいると思います。

インターネットによる選挙運動を認めることと

した場合に、例えば、今御議論を賜っております、国外の選挙人が候補者に関する情報を取得できる新たな選挙運動手段になる、そうした観点から見ると、大変有力な手段になり得るわけでございます。また、さきの総選挙でも、政党や候補者の政見等を伝えるためにインターネットは大変有効な手段であって、インターネットによる選挙運動を解禁すべきだ、そういった意見が多数聞かれたということも承知をしております。

総務省としましては、ＩＴ時代の選挙運動に関する研究会というのを設置いたしまして、平成十四年の八月に同研究会から、ホームページを活用した選挙運動を認めること等を内容とする提言を既にいただいているところでございます。

その上で、インターネットを選挙運動手段として認めるかどうか、これはもうまさに選挙運動のやり方という、選挙の土俵づくりそのものの問題でございます。そのため、この重要問題については、ぜひとも、まず各党各会派において十分に御議論をいただきたいというふうに思います。こうした各方面の意見も踏まえまして、各党各会派において積極的な御議論がなされることを私としても期待申し上げております。

○小里委員 ありがとうございます。

ある人は候補者をよく知って投票する、また、ある人はほとんど知らないで投票する、そこにおのずから一票の問題が生じてくるんだらうと思います。候補者をよく知って投票する、公正で適切な判断の材料を提供する、これが大事である、これが選挙の要諦であると認識をするところでございますが、今後、特に在外投票におきましては、場合によっては周知期間を弾力的にとらえるとか、あるいは文書図画の頒布を緩和するとか、いろいろな角度から制度の充実を図っていただきたい、そのように念願をいたします。

続きまして、海外に派遣された自衛隊員や緊急援助隊員など、国内に住所を有しながら一時的に海外に滞在をする、いわゆる一時滞在者の問題であります。

今回の改正によりまして、現地において投票はできない、その状況は変わらないわけでありま
す。国策としての大変重要な使命を負って海外に
派遣されて、過酷な条件下、環境下において必死
で使命の遂行に当たっておられる、そういった
方々が国民固有の権利としてのこの重要な権利を
行使できない、このことは不合理であると言わざ
るを得ません。一方で、ビジネスにおける一時滞
在者、そういった方々とのバランスをどうとつて
いくか、非常に悩ましい問題でもございます。

大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○竹中国務大臣 今、小里委員もう既に御指摘し
てくださいましたように、長期出張というのはビ
ジネスの世界でも結構あるわけでございます。そ
ういう中で、具体的にやはり、今御指摘になられ
たイラクに派遣されている自衛隊、国際緊急援助
隊、まさにこれは国の大変重要な役割を担って
行っているわけでございますので、どの
ように対応すべきかというのは大変重要な問題
であるというふうに私も認識をしております。

現行の公職選挙法では、一時的に国外に滞在す
る選挙人が選挙の投票を国外で行うことができる
か。この方法としては、実は、船員である選
挙人が船舶内で行う不在者投票というのがあ
るわけですが、これだけが例外として認めら
れているという形になっております。

今回、国外に派遣された自衛隊員等の投票機会
の確保をどのようにするのか、選挙人間の公平や
選挙の公平の確保に留意しながら、これはやは
り検討しなければいけない、そういう必要がある
というふうに思っております。

現在、各党各会派において御議論をいただい
てるところであるというふうに承知をしてお
ります。我々としては、その議論を見守りなが
ら、我々として必要な検討を行ってまいりたい
というふうに思います。

○小里委員 先ほど登録の問題、指摘がござい
ました。

海外在住の有権者七十二万人、その中で登録者

数八万二、三千人、直近の投票率二六％である
ということから、実際に投票する人は有権者の三
にすぎないという話でございました。登録の問題
は、先ほど詳しく御指摘があったところでござ
います。また、窓口の問題も話があったところで
ございます。

そこで、周知、啓蒙活動を含めた全体としての
総合的な投票率の向上に向けての施策、国内と同
様の投票率アップが図られるべきであると思
いますが、総合的に、まず総務省にお伺いしたいと思
います。

○久保政府参考人 多少長くなつて恐縮ござい
ますが、経緯からちよつとお話をさせていた
きたいと思っております。

在外選挙制度、これは御承知のように、平成十
年に創設をされて、最初に平成十二年の衆議
院議員総選挙から適用されておりますけれども、
この衆議院議員総選挙のときの投票率は二九・〇
七％でございました。翌平成十三年の参議院議員
通常選挙、このときは二九・九四％というこ
とで、二回とも三〇％を若干下回るぐらいの投票率
でございましたけれども、その次の、平成十五年
の衆議院議員総選挙では一五・九三％というふう
に、これは十数％落ちてしまったということがござ
います。これも委員御承知のように、平成十
五年に公職選挙法を改正いたしました。在外選挙
の投票方法につきまして、在外公館投票と郵便投
票、先ほど大臣から御答弁ございましたが、これ
が選択できることになったことになりました。在
外公館投票が実施できる公館数は当初は限定され
ておりましたけれども、これを大幅に拡大する
といったようなことを行って投票環境の向上を図
つたということでございます。その次の、平成十
六年の参議院議員通常選挙では二五・五二％と、
また二割台に戻つて、そして今回、前回の衆議院
議員総選挙が二五・八二％となつております。

ただ、いずれにしても、二十数％という段階で
ございまして、国内でこの在外投票分を含んだ比
例代表選挙の全体の投票率は前回の総選挙では六
七・四六％でございましたから、そのことを考え
ますと、やはり今後とも、選挙区選挙も今度は在
外投票の対象とするような公選法の改正、これは
まさに今御審議をいただいておりますし、そうい
うことも踏まえまして、この制度を周知する、そ
ういった活動、これは今までもやっておりますけ
れども、リーフレットを作成して市区町村、関係
機関に備えつける、こういったことをさらに徹底
すると、引き続き外務省と連携を図って、選挙
時の投票参加の呼びかけ、また日ごろからの常時
の啓発、これに引き続き努めてまいりたいと思
っております。

○小里委員 同様に外務省、お願いします。

○谷崎政府参考人 ただいま総務省の方から答
弁したとおりでございます。

他方、外務省の方としまして、今回の改正の中
で登録率を高めるといふ点で最も重視してござ
いますのは、登録申請できるのを、今まで三月月た
つてから受け付けるというのをやっております
けれども、今回の法改正が認められた場合には、
三月月以前から申請を受け付けることができる
ということになります。これは、在外の邦人の方々
にいろいろなアンケート調査をやりますと、登録
率の上で一番問題なのはこの点で、二度大使館に
行かないでかめというところが前々から指摘され
ていたわけでございます。この点を改正すること
によりまして相当な登録率の改善につながると思
うふうに考えております。

そのほか、広報とか、その点につきましては、
先ほど御答弁申し上げたとおりのことを在外とし
てもしっかりとやっていきたいというふうに思
っております。

○小里委員 ありがとうございます。

従来、衆参の比例代表選挙におきましては在外
投票が行われてきたわけでありまして、その場合
でも、在外公館の限られたスペースある
いは限られた人員の中で、相当困難があったと聞
いております。これに今度から選挙区選挙が加
わります。当然、投票者もふえてくるでありま

う。治安の悪い地域における投票者の身の安全を
どう図っていくか、そういった問題も出てくるで
あらうと思っております。

円滑かつ安全な選挙の実施に向けて、現地に
おける選挙管理体制の強化が必要になると思
います。

○谷崎政府参考人 ただいま御指摘ありましたよ
うに、今後の在外選挙において小選挙区も実施の
対象になるということでございますので、投票者
の増加、さらには投票者一人当たりの投票所要時
間というのにも相当ふえるというふうに考えてお
ります。

従来、在外公館で投票をやるために、それぞ
れの公館のスペース、このための投票所は二十五平
米の会議室を用意するようという指導を行って
きたわけでございますが、新しくできる、あるいは
改築している在外公館におきましては、そこ
における在外選挙人の規模等を勘案した上でス
ペースを確保するというところを実施してきてお
ります。

また、安全の確保というのが、これは非常に大
事な点でございます。この点につきましては、大
使館、総領事館員がそこに立ち会うとともに、い
ろいろな形での警備員のリクルートをして、安全
をできる限り確保しようというふうにしておりま
す。また、国によりまして、相手国の治安当局に
安全の確保というのを依頼しまして、これを快
く引き受けてくれているという国もございま
す。この点につきましては、安全の度合いを見
ながら万全を期していきたいというふうに考
えております。

○小里委員 最後に、選挙人名簿の閲覧制度につ
いてお伺いをいたします。

近年、加速化をする情報化社会であります。だ
れもが安心して平穩に情報化社会を享受できる、
そのための環境整備を図っていく、これは大事な
課題であります。そのような観点において、この
たびの法改正は時宜を得たものと思料いたしま
す。

そこで、今回の改正におきましては、本人等が登録の有無を確認する以外に、選挙運動や政治活動、世論調査などを行うための閲覧も認めております。民主政治の基盤として政治活動や世論調査の果たすその役割を考えると、また実際の閲覧状況を考えますときに、妥当と考えるところでございますが、本人等以外に閲覧を認める、その理由を総務省にお伺いいたします。

○久保政府参考人 現在、選挙人名簿抄本の閲覧、これは明文の規定はございませんけれども、ただいま御指摘にございましたように、選挙人が自己または特定の選挙人の登録の有無を確認する場合、これをやっておりますけれども、このほかにも、現在でも、政治活動や選挙運動、あるいは政治や選挙に関する世論調査等にも閲覧を認めるといった取り扱いといたしますか運用を行っております、実際にそうした場合の閲覧件数が極めて多いというのが実情でございます。

それで、政治活動や選挙運動につきましては、これは民主政治の健全な発達の基礎になる、そのための閲覧であると考えておりますし、また、政治や選挙に関する世論調査、これらにつきましても、政策形成の一助となる、そういうふうな考えでございまして、民意を顕在化し、民主政治の質的な充実を図るといった上で、そうした分野での閲覧も欠くことのできない公益性があるんじゃないか、このように考えております。

そこで、私も、今回の改正では、従来から運用といえますが、多くの市町村で取り扱いとして行われていた三つのケース、これを明文で規定する、そしてそれ以外の閲覧は禁ずるといったことにしようと思っております。

○小里委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、上田勇君。

○上田委員 公明党の上田勇でございます。

きょうは、公職選挙法改正につきまして、何点か御質問させていただきます。

初めに、これはちよつと通告の順番と違います

けれども、選挙人名簿閲覧制度についてお伺いをしたいというふうに思います。

先ほど小里委員からもお話があったとおり、個人情報保護に非常に関心が集まっている中で、今回のような改正、閲覧に制限を加えるというような改正が加えられたことは、私は妥当なことであろうというふうに思っております。

今回の改正で閲覧を認めるものとして、法案二十八条の二の表、あるいは二十八条の三では、「政党その他の政治団体」、また「統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもの」、このようなものを対象としたということ自体は、先ほど御答弁があったとおりで理解できるところであります。

ただ、この定義ですね、政党もしくは政治団体。政党はともかくとして、政治団体というのはある意味で届け出すればすぐ政治団体になるわけでありまして、現実には、政治団体として届け出されている団体の中にもさまざまな形態のものもございまして、政治活動の目的、内容も実に多様だといふふうに思います。また、学術研究といつても、ではどうやって公益性が高いのかということに判断するのとなると、これらを全部申請とどりに認めているとすると、個人情報保護するといふ今回の改正の目的が事実上達成されないのではないかと危険性があるのではないかとこのように考えられます。

そうすると、これらはどういふものが閲覧をできるのか、やはりそれを判断する基準を設定する必要があるのではないのか。また、選挙管理委員会によつてその対応がまちまちになるということになると、これもまた混乱しますもので、その基準といふのはわかりやすい明確なものでなければならぬと思ひますけれども、御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○久保政府参考人 まず、政党その他の政治団体の行う政治活動、選挙運動でございますけれども、この場合の政党と申しますのは政治団体の例示であると考えておりまして、尽きるころ、政治団体とは何かということになりますけれども、私も、これは委員の御指摘にもございましたけれども、政治資金規正法の六条によつて政治団体の届け出をしている団体をまず想定しようと思っております。その上で、どういう利用目的なのか、あるいは得られた情報をどう管理するのかといったような、従来は規定がなかった手続面での規定を整備することによつて、いろいろな御懸念の問題点がスクリーニングできるんじゃないかなと思っております。

それからまた、もう一つの、報道機関とか学術研究機関が行います政治や選挙に関する統計調査、世論調査、こういったものの公益性が高いと考えられるといった場合の公益性でございますけれども、これは、私もその判断基準として現在考えておりますのは、調査結果が広く公表され、その成果が社会に還元されているかどうか、こういったことが基準になるんじゃないかな、こう思っております。

ちよつと長くなりますけれども、具体的に申し上げますと、放送機関とか新聞社、通信社等の報道機関が専ら報道の用に供する目的で行う世論調査であつて、その調査結果が公表される場合、あるいは、大学その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体またはそれらに属するものが学術研究の用に供する目的で行う調査であつて、その調査結果またはそれに基づく研究が公表され、そして学会等を通じて社会に還元されているものであるかどうか、あるいは、統計的手法を用いて行う調査であつて、その調査結果が公表され、国や地方公共団体の施策の検討や学術研究にも利用されているようなもの、こういったものが公益性が高いといひますか、閲覧を認める対象となると考えております。

いづれにいたしましても、市町村相互間で取り扱いが大きく異なることがないというようにしたいと思つておりまして、以上申し上げましたような具体的な基準等について、市町村の選挙管理委員会に十分周知をしていきたいと考えております。

ます。

○上田委員 ありがとうございます。

もう御存じのとおり、政治団体といひますと、届け出られている数字でも膨大な数の団体があります。その中には、政治活動が非常にしつかりとされているところもあるれば、いろいろな問題も抱えているところもあるといひのは御存じのとおりでありまして、今回、個人情報には守らなさいけない、そういう観点からの改正をするのであれば、その判断基準といひるのはやはり明確にし、それが、わざわざこういう制限を設けたにもかかわらず、結局届け出をすればすぐ同じ目的が達成されるということでは意味がありませんので、ぜひその辺の運用については厳格にしていた、さういふふうに思います。

次に、在外選挙制度の改正につきまして、何点かお伺いをいたします。

今回の改正は、昨年九月の最高裁の違憲判断に基づきまして、現行、衆参の比例代表のみの投票が認められている制度を改めまして、それぞれ選挙区選挙についても投票できるように改正する。これは、より広く選挙権を保障するというところでありますので、評価するものでございます。先ほどの委員の質問の中でも、ただ、実際に実施することになると、なかなかいろいろと難しい問題、厄介な問題があるといひことはそのとおりでございますが、今回、そうした中で、在外公館における投票期間を現行よりも一日短縮して、公示の翌日から投票日の六日前までの間と変更されます。しかし、今回、投票機会がふえるわけですね。投票する対象がふえるにもかかわらず、選挙期間を短縮する。選挙区選挙が加わつて、十分な情報に基づいてよく考え、判断した上で投票するということ、短縮をするといひことが逆行するようにもとれるんですけれども、今回、投票期間をこのように短縮した理由につきまして御説明をいただきたいというふうに思います。

○久保政府参考人 現行の制度におきまして、在

外公館の投票期間は公示の翌日から原則として選挙期日前五日までとなっております。さらに投票の送致に日数を要する、この本則といえますが、法律どおりにいかない、そういったことが考えられる在外公館といったようなケースでは、あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議をして指定する日までとなっております。実際は、選挙期日前五日まで、さらに短いケース、六日、七日、八日と、そういった形で個々の在外公館ごとに指定をしているということになっております。

そこで、このたび、その本則自体を一日短くするといえますが、そういうふうにしております理由でございますけれども、比例代表のみでございますが、これまでの在外選挙の実施例におきましても、台風等とかの自然災害、あるいは航空便の機体トラブル等でフライトが予定どおりに運航されないというところで、かなりタイトなことも起きております。

そしてまた、このたびの改正で、衆参の選挙区選挙を新たに対象とするということになりますと、投票所閉鎖時刻までの未到達、仮に未到達ができたときに選挙の結果に異動を及ぼす、そういった可能性も高くなるといったようなことも踏まえまして、当然、在外選挙人の投票機会の確保といったことに配慮をしながらも、投票用紙のより安全かつ確実な送致を確保するために本則を一日短縮させていただきたい、こう考えております。

なお、先ほど申し上げましたように、今でも、五日前でも届かないといったところは、さらに短いという扱いをしておりますけれども、そういったケースで極めて短いというか、衆議院の総選挙でありますと二日間あるいは三日間しか実際投票を認めていないといったような遠隔にある在外公館とか、あるいはフライトスケジュールなどの見直しによって短縮する必要があるとか、いろいろなケースがありますけれども、いずれにしても、こういった極めて短いところは、そのまま投票期間を維持しなきゃいけないというふうに考えてお

ります。

○上田委員 実際の運用面でやむを得ない面があるというのはよくわかるんですけども、せっかくこのような形で投票の機会をふやすわけでありますので、せっかく制度としてはふやしたのに、結局、実質上はそれが制限されるということでは法改正の意味がないだろうというふうに思っています。今後、なるべく今回の法改正で定められた期間は目いっぱい、できる限りとれるような形で運用をしていただくようお願いしたいというふうに思います。

先ほどの小里委員の質問でも、やはり選挙を行うときには、十分な情報を持って適切に判断をしていただかなければいけないわけですが、比例代表の選挙であれば、政党に関するいろいろな情報というのは、選挙期間だけではなくてずっと報道もされます。報道で扱われることも多いわけでありまして、ある程度の情報に基づいてそういう選択ができるんだらうというふうに思いますが、選挙区になりますと、例えば衆議院だけでも三百の選挙区があつて、それぞれの候補者については報道されるという機会もほとんどないわけでありまして、

そうすると、では、どういう基準をもって判断するのかとなると非常に難しい。先ほどいろいろと、これからこういうふうにやりますというような情報提供についてのお話がありましたけれども、これではちよつと、果たして本当に判断できるのかなというふうに思ったのが正直なところでありまして。先ほど答弁がありましたので重複はいたしませんけれども、ぜひ、そういうような情報を的確に提供できるような体制も、またいろいろな工夫も考えていただきたいというふうにお願いをいたします。

もう一点、選挙運動の問題ですね。公職選挙法の第十三章の中には選挙運動に関する規定がいっぱい書いてあるんですけども、これらは、当然のことではありますが、在外選挙人を対象とするような運動は想定はされておられません。実際

に、普通私たちがやるような選挙運動のほとんどは、海外にいる有権者に対してできるかということ、これはもう事実上不可能なものが多くわけでありまして当然のことなんです。しかし、考えられることも運動形態としてはあるんじゃないのかなというふうに思います。

例えば、ビラや政党のパンフレット、マニフェストと言われるものを郵送するなり、今はもうファクスも発達しておりますので、ファクスによつて送信する。あるいは、電話やメール等による依頼、こういったことも手段としては不可能ではないんだらうというふうに思います。

在外選挙人を対象とした選挙運動についてはどのようなルールが適用されるのか明確にしていく必要があるというふうに思いますけれども、その辺の見解をお伺いしたいと思ひます。

○久保政府参考人 委員の御指摘にございましたように、国内でやっておりますような選挙運動については、国内でやっておりますような選挙運動については、国外でございましてから、ないということをご前提に、制度を組み立てております。

それは、やはり選挙公営ということが、先ほど来お話がありましたように実施し得ないということがございますので、仮に選挙運動を規制していくといったことになりましたと、選挙人から政党等の選択に必要な情報を得る機会を奪うということ、そしてまた、何よりも現実的に国外でございましてので規制の実効を期したいといったようなことで、国外では原則として選挙運動を規制しない。そしてまた、罰則としても、買収とか重いもののみを国外犯として指定しているというのが現状でございます。

ただ、国によりましては、外国人による政治活動を禁止している、そういった国もあるようでございます。また、国外における選挙運動、それはやはり、それぞれの国の、その国の法令等で許される範囲内で行うといったようなことになってまいるのだらうと思ひます。

外国の主権のもとでもございますので、外国と

の摩擦を生じないように行うことが求められるといったような一定の制約というのが当然あるわけでございますけれども、いずれにしても、国外で行う選挙運動につきましても、これは選挙の土俵づくりの問題でございますので、各党各会派でも十分御議論をいただきたい課題であると考えております。

○上田委員 ありがとうございます。

もちろん、在外の選挙人に対して、よく行われるような街宣車が回るとか、あるいは街頭演説を行うとか、そういったことは初めから想定はされないんです。これは実際に行われるかどうか、それもまた疑問ではあります。ただ、そういう文書等の送付とか、そういったことは可能性としてはあり得るので、やはりその辺のルールについては検討していただかなければいけないというふうに思ひます。これは私どもとしてもできるだけ、今回、選挙権が拡大されたわけでありまして、その辺について検討していきたいというふうに思っております。

次に、先ほどの御質問の中で、イラク等に派遣されている自衛隊員、国際緊急援助隊員など、国際貢献のために長期間海外で活動している方々、現行ではこれは投票の機会がないということでありまして、現行制度の上においてはやむを得ないわけでありまして、ただ、公選法にも不在者投票制度というのがあるわけでありまして。先ほど竹中大臣の御答弁でも、船舶の中ではできるわけでありまして、これは例えばイラクに派遣されている自衛隊の宿营地の中ではできないということ、理屈からいって合わないんじゃないかというふううに思ひますので、現行は先ほど御答弁があったのでお聞きをいたしませんけれども、この辺はぜひ御検討いただきたいというふうに思ひます。

この国際貢献以外でも、現在多くの日本人が海外で活動されておられて、数週間程度以上にわたるようなそういう長期の出張もありますし、また滞在型の休暇というのもふえておりますので、そうなりますと、選挙期間中、期日前の投票期間

も含めて、ずっと海外に滞在しているというよう
なケースというのは結構あるんじゃないのかな
という気がいたします。海外に在住している方にも
投票機会を認めるということであれば、一時期、
その選挙の時期だけにたまたま国内にいないとい
う方の権利というのは、むしろもっと保障されな
ければいけないのではないのかなという感じがい
たします。

そうしますと、こうした、一時的とはいえ一定
期間にわたって海外に在住している方の投票の権
利はどうやって保障していくのかという問題があ
ります。これも、例えば、今の期日前投票制度な
どはほかの地域でも投票できるというような制度
にもなっておりますし、また、不在者投票制度と
いうのも先ほど申し上げたようにあるわけであり
ますので、選挙人の本人確認であるとか、そうい
う手続面での課題はあるんだというふうには理解
をいたしますけれども、在外公館等においてそう
した不在者投票などが実施できるようなことも検
討していただければというふうに思いますが、そ
の辺の御見解を伺いたいというふうに思います。

○久保政府参考人 先ほど大臣が御答弁申し上げ
ましたように、国外に派遣された自衛隊員等、一
時的に国外に滞在する選挙人の投票機会の確保の
問題につきましては、選挙人間の公平であります
とか、選挙の公正の確保、こういったことに留意
をしていただきつつ、現在、各党各会派において
御議論いただいていると承知をしております。

そこで、民間企業の従業員の方も含めて、長期
出張者といえますか海外出張者、こういった方に
対しても、例えば在外公館において不在者投票を
実施できるようにすべきではないかといった御指
摘と理解をいたしておりますが、業務のための長
期出張であるといったことをどのようにして認
定するのかとか、二重投票のおそれをどのようにし
て防いでいくのかとか。また、投票方法でござい
ますね。郵便投票だと、これはもう国内では限定
的に、午前中に御議論がありましたけれども、身
体障害者の方とか限定されているものを、一時的

に行かれた方に対してそのまま応用できるのか。
あるいは、在外公館でということになった場合
に、またこれは在外公館、外務省の負担がどの程
度のものになっていくのかといったような課題も
相当多くあるというふうに考えておりますので、
検討するにしても、慎重に検討していかないと
いけないと思っております。

○上田委員 もう時間が参りましたのでこれで終
わりますが、先ほど鳩山先生からも、ぜひこれは
積極的に検討していきたいということでもございま
して、これは本当に、今回こういう形で在外の
方々の投票権が随分拡大をされるという中で、で
あれば、いろいろと、その整合性の問題である
かが提起されるのではないかとこのように思いま
すので、ぜひこれは、我々としてもさまざまな角
度から、できるだけそういう投票の権利が確保さ
れる、まず保障される、そういう方向で検討して
いきたいというふうに思っておりますので、よろ
しくお願いいたします。

どうもありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、笹木竜三君。

○笹木委員 笹木竜三です。

質問を始めさせていただきます。

今回のこの法案、外国に住む在外の邦人、日本
人の方に対する選挙区選挙での投票も行えるよう
にしよう。言ってみれば、我々国会の者ももつと
早くこれに取り組みべきだったのかもしれないか
と、外からそういった意見も聞かれます。そう
いった反省も込めて、これは速やかに可決すべき
だと思えますが、しかし、きょう、いろいろ実務
面でやりとりをして、さらに投票率が上がるよう
に、あるいは登録者自体も上がるように、そんな
こともお聞きしたいと思っております。

その前に、同じように国会の怠慢として、三月
三十日に、日歯連の一億やみ献金、村岡被告無罪
判決というのが出ました。もちろん、司法の判断
に対して大臣が意見を言う立場じゃない、そうい
うお答えが常に返ってくるわけですが、無罪の判

決が出た、このことについてどういうような御感
想を持っておられるか、一言お伺いをしたいと思
います。

○竹中国務大臣 訴訟が係属中の事案でございま
す。個別のお答えは差し控えていただくとい
うことを御理解賜りたいと思うんですが、先ほど
も少し申し上げましたですけれども、やはり国民
に信頼される政治を行う、これはもう本当に必要
なことだと思えます。私も国会議員の一員として
そのように思っています。そして、政治家一人一人が
襟を正す、政治資金については政治資金規正法に
のっとって適切に処理する、これはもう、これに
尽きると思っております。

今後とも、この政治資金の適正な処理と透明性
を確保して、本当の意味で政治に対する国民の信
頼が得られるように努めていく、一人一人が努力
をしなればいけない問題であると認識しており
ます。

○笹木委員 私も、実は何度か裁判を傍聴に行っ
たわけですが、最終的な判決で、簡単に言ってい
まえば、村岡さんは無罪だと。これは、だれも問
題がない、そういう判決じゃありません。当然御
承知だと思えますが、簡単に言ってしまうと、こ
れは裁判官自身が言っている発言ですが、橋本元
首相など現役国会議員、あるいは平成研への打撃
を最小限に食い止めるとともに、元宿さん、自民
党事務局長に捜査が及んで、自民党全体などに事
件が波及する、それを恐れた。そのために虚偽の
供述を滝川さん等はやつたんだ、だから、この供
述は信用ができない。簡単に言ってしまうと、村
岡さんお一人をスケープゴートにするのはおかし
い、そういう判決だと思えました。傍聴もしてい
て、そういう実感を強く持りました。

実際、検察もいろいろな資料を集めていまし
て、裁判の中でも何度もそういった話が出ました
が、日歯連の会計帳簿では、献金先と見られる二
十人の自民党議員の名前が記されている。総額五
億三千万に上る、これは三年間でですが、裏献金
あるいは迂回献金といっているんだらうと。こ

う問題があつて、その中で一人だけをスケ
ープゴートにしてはいけないという、より深刻なと
ころに党に対する被害が及ぶのを恐れて虚偽の供
述をしたから、それは信用ができない、そういう
判決です。

ですから、こういった、これだけかなり怪し
い、言ってみればもっと組織的な犯罪の可能性が
あるという判決なわけですが、そういった事実が
一方にあつて、いまだに裏献金といえますか迂回
献金、こういったことに対する処置が全く国会で
はされていない、このことについて大臣に再度御
意見を伺いたいと思えます。

今言った、何らかの政治資金上での正しい処置
をするべきだ、そういったお答えがありました
が、そういった視点から見ても、より今後検討を進
めていくべきだ、そういうふうにも思われるかどう
か、お答えをいただきたいと思えます。

○竹中国務大臣 政治に対する目、そして政治資
金に対する国民の目、そういうものは依然として
大変厳しいものがあると思っております。しか
し、一方で、これは総理もよくおっしゃいますけ
れども、政治活動にはいろいろな意味でコストが
かかるということは、これはもう否定しがたい事
実でございます。それをどのようなルールのもと
に処していくべきか、これは政治活動の根幹でござ
います。

まさにこれは、各党各会派でオープンに堂々と
議論をして、国民にやはりよい結果を示さなけれ
ばいけない、常にそのような心がけが必要である
というふうに思っております。

○笹木委員 あわせて聞きますが、例えば、この
日歯連の事件が話題になっていたその真つ最中で
すが、平成研究会の収支報告で、十五年分の繰越
額は約十八億五千万円であつた。それが、十六年
分収入欄の繰越額は三億円、十五億円の差があ
る。これは今までも何度か話題にもなっておりま
す。こういった報告書がそのまま受け入れられ
て、虚偽じゃないという判断、それは正しいのか
どうか。これは担当の方に、政府委員の方にお聞

きをしたいと思います。

○久保政府参考人 ただいま御指摘がございましたように、平成研究会の平成十六年分の収支報告書、これは去年の話になりますが、これには前年からの繰越額が二億九千七百万円と記載をされておりまして、その前年に報告されている翌年への繰越額十八億五千三百万円と大きく乖離をいたしております。この点につきまして、私も形式審査を重ねる中で説明をたびたび求めてまいりまして、平成研究会から、関係書類が押収されていることに加え、前会計責任者による引き継ぎが不十分であるため乖離が生じている旨の、宣誓書の別紙という形で報告はなされたものですから、私も、その収支報告書を閲覧に供し、わかつている限りで公表するというのも収支公開の目的だろうというふうに感じておりますから、要旨を官報告示したというのが去年でございました。

私もといたしまして、これは委員御承知のとおり、収支報告書の審査につきましては、政治資金規正法三十一条というものが私の権限を規定した条文でございまして、形式上の不備があるかあるいは記載すべき事項の記載が不十分であるといったときに限って、説明を求め、訂正を命ずることができるという形式審査を尽くして、尽くした限りでわかつた情報を公開するというのが私の任務と心得ております。

○笹木委員 十五億円ものずれがある、乖離がある、それでも虚偽の記入あるいは記載上のミス、そういうふうにはみえないということですね。

○久保政府参考人 おっしゃってられますことは、まさに実質審査という権限があつて、書類を押収したりあるいは会計帳簿を検査するとか事務所に立ち入るとか、そういったような権限のもとに、私もが真実を徹底して把握して、追及していけるということになっておればまた別だろうと思ひますけれども、私も、先ほど言いましたように形式審査ということでございますので、形式審査を尽くして、そして判明したものはそれを公

表する、それもまた政治資金の収支公開の原則のつとめているというふうに考えております。

○笹木委員 きようは法務省の方も来られているわけですが、これだけのずれがあつても形式的に問題がない、虚偽の記入にはならない、そういうふうに法務省の方も判断をされますでしょうか。

○大林政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねは、先ほど委員も御指摘になりました、現在控訴審係属中の事件にかかわる事柄でもございまして、あるいは捜査機関の具体的活動内容にかかわる事柄でもございまして、お答えは差し控えさせていただきたいと思ひますけれども、一般論として申し上げれば、検察当局においては法と証拠に基づき必要な捜査処理というものは行うものと思つております。

○笹木委員 先ほど総務省の方からお答えもありましたが、官報欄の冒頭にわざわざ記入もされている、関係書類が押収されていることに加え、前会計責任者による引き継ぎが不十分であるため云々というふうにあります。会計責任者の引き継ぎについても政治資金規正法の第十五条に規定されている、違反した場合についてもはつきりと罰則も決められているわけですね。

総務省の担当者の方に、そして大臣にもう一度最後に、そんなに長い時間とりませんが、お伺いをしたいわけですが、例えば、すべての政治団体に外部監査をしっかりと義務づけること、こういった提案も幾つかの会派がやっております。あるいは、繰越額について残高の証明を最低限義務づける、通帳とかそういった裏づけですね。こういったことも含めて、もう少ししっかりと内容を詰めていかないと、先ほど大臣が、資金規正法上に適正に処置するのがこれは責任だ、そういった内容のことを発言されましたが、そういった観点からも、国会としてこういった問題にこれから取り組んでいく、それを検討する必要があるのではないのか。お答えをいただきたいと思ひます。総務省の方。

○久保政府参考人 笹木委員が御指摘になられま

したことが、昨年の国会でも民主党提案の政治資金規正法改正案に盛り込まれておりまして、この場でも御議論をいただいた案件だと承知をしております。

私もといたしましては、憲法に保障されております政治活動の自由とまさに密接に関連をいく事柄であると考えておりますので、各党各会派で十分御議論をいただきたいと思つております。

○竹中国務大臣 今既に選挙部長が答えたとおりでございますが、幾つかの提案があると思ひます。今、笹木委員おっしゃったこともそうでございます。今、外部の有識者等々でもいろいろな議論があるというふうに承知をしております。御指摘のあつた監査の話、残高の話、いろいろな視点があるということは十分に承知をしております。と同時に、やはり自由な政治活動をできるだけしっかりとやっていくというの、これも国民の声であらうかと思ひます。

そうした点を踏まえて総合的に、まさに政治の中核でございまして、各党各会派での御議論をしていただきたいというふうに思ひます。

○笹木委員 政治活動の自由はよくわかりますが、私も政治活動をしている身ですからよくわかるんですが、決してそれは迂回献金あるいはマネーロンダリングをする自由を保障するものでもないし、一般国民との意識のずれ、これがやはり問題になつていまして、今回の裁判所の判決があつたのだと思ひます。国会の怠慢と言われないうちに、いかにげんそうといったことについて党派を超えて取り組んでいくべきだと思つていまして、またこの問題は今後も取り上げていきたいと思つていまして、よろしくお願ひします。

では、この法案についてお聞きをしますが、先ほどから行政の方もそして大臣も、何人かの方からの質疑、そして答弁もされておりました。要は、在外に住んでおられる日本人の方に選挙区選挙でも参加をしていただくということですが、今までの比例区での投票においても、有権者

の三％ですか。有権者は、推定ではありますが七十二万人以上いるんだらう、登録しているのが八万二千人ほど、実際に投票されているのが二万一千人ちよつとということですね。実際に有権者であるはずの方の、資格を持つはずの方のうちの三％程度だと。この少なさは、一つじゃないと思ひますが、先ほどからいろいろやりとりをされていて、どういったことが原因になつてこれだけ低投票になつていのか、率直な感想を聞かせていただければと思ひます。

○竹中国務大臣 私も、海外に在住したことの経験も踏まえて言ひますと、やはり原因は決して一つではないというふうに思ひます。

海外に住んでおりますときというのは、どうしてもやはり情報というものが、情報ないしは問題意識と言つてもよいかもしれませんが、そういうものがやはり国内に住まつてるときとはどうしても違つたものになります。それともう一つは、やはりいろいろな意味での手続、国内に住んでいまして、ある種、ある意味で自動的にしがきがつてきて、ああ、この日選挙だつたんだ、家族を連れてみんなで行く、近くの小学校に歩いて行けるということ、いろいろな意味で投票しやすいくわけでありまして、海外にいるとなかなかそういうわけにはいかない。場所的にも、密度がやはり違います。

そういう意味では、今回の法律で少しでもそういった利便性といいますか、在外に住まつていらっしゃる方々の利便を考えた改正についての審議をお願いしているわけでございます。とりわけ、在留届を出して、しかもその後また三カ月たないと登録できないというような制度を今回改める、これはやはりかなり実効があるのではないかと。これは私は期待をしております。

いずれにしても、実態を見きわめながら常に改善すべきところを改善していく必要があると思つております。

○笹木委員 今手続の問題というお話もありました。今回、在留届をしてから三カ月たたなくて

も、入国直後でも手続の申請ができるようになった。これは確かに改善点だと思います。

それで、総務省の方にお聞きをしたいわけですが、これは手続について事実を確認したいわけですが、それで楽になったということですが、入国して直後なら旅券を提示するだけで在留の登録手続もするというところで、そのときに旅券の提示だけで申請ができると。入国直後じゃなくて、例えば三月月たつてからとは違ふと。ここら整理してもう一度お答えいただきたいと思ひます。

○谷崎政府参考人 お答えいたします。

ただいまの制度のもとにおきましては、在外公館において在留届を出すとき、これは、具体的にその国に着いた直後、大使館、総領事館に來られて旅券を提示すればすぐできるわけでございます。ところが、この登録申請の方でございますけれども、これはその在留届を出した後三月月後から受け付けるという制度になっておるわけでございます。

今回の法案はそれを改めまして、在留届を受けるときに登録申請も直ちにできるという制度にする。他方、登録申請した後三月月間は在外公館においてその申請を保留する、保持しておく。それで、三月月後に本人が引き続きその国にいるかどうかというのを確認した上で登録の申請の具体的手続を開始するというところでございます。

○笹木委員 お聞きしたいのは、今言った入国直後に手続をする方は、旅券を提示してそこで申請をして、三月月ぐらゐしてから在外公館から確認をするわけですね、その後三月月実際に住まわれているかどうかということで。往復はがきで本人の署名をもらうとか、電話で確認をするとか、それでその後三月月住まわれているのを確認して、それで発効の決定をするということですね。

入国して直後じゃなくて、例えば三月月たつたときには、この場合には、今までの居住を証明するもの、公共料金の領収書であったりそういったもの、どれか一つでいいんですかね、それを持ってきたいただければいい、一緒に持ってきたら

れ、そういうことですね。

○谷崎政府参考人 委員御指摘のとおりでございます。

具体的に三月月間そこに住んだかどうかということの確認は非常に公共性の高い、できる限り公共性の高い書類をもって審査するというところでございます。したがって、電気、ガス等の領収書、さらには賃貸借契約、さらにその賃貸借契約に基づいてその間支払いをしているというようなことをもちまして、三月月間の要件を満たしているということの確認を行っております。

○笹木委員 というところで改善だと思ひますが、先ほどの委員からもそういった意見がありました。私が、私もこの委員会の調査団の一員として昨年フランス、私個人的にドイツも、そしてチェコ、ブルガリア、そういったところに行つて、在外に住む日本人の方々のいろいろな御意見も聞く機会がありました。

それで、結局、在留届をされていない方が非常に多いんですよ。在留届そのものをされていない方が非常に多い。それともう一つは、公館に來て、入国直後ならそこで申請がすぐできるということですが、やはり全体の中では公館に來られる方も非常に少ないという面もあるということだと思ひます。

例えば、先ほど在留届の出張サービスという話がありました。こういうことは今もやっているんですよ、今回、この改正を機会に、選挙人名簿への申請、この申請についても出張サービスをやっていかれるつもりはあるのかどうかを外務省の方にお聞きしたいと思ひます。

○谷崎政府参考人 ただいま御質問の点でございます。登録申請を実施するようにしたいと考えております。

ちなみに、出張領事サービスでございますけれども、平成十六年度、これは全世界でございますけれども、領事館の人間がした回数が全世界で五百回でございます。平成十七年、昨年でございます

けれども、昨年は特に総選挙等もあつた関係もありましたけれども、これをかなりふやしまして、年間六百五十回やっているとございまして、年間で、今後この傾向は続けたいというふうに思っております。

○笹木委員 さらにお聞きしたいんですが、先ほど在留届自体もなかなかされない方が多いというお話をしましたが、日本を出国のときに申請するということも検討していいんじゃないかと思ひますが、その点についてはいかがでしょうか。

○久保政府参考人 仮に出国時に在外選挙人名簿登録申請を認めるということにした場合にありまして、この名簿登録の要件というのは、登録のために、実際に国外に住所を有して、そして、申請者本人が領事館の管轄区域内に引き続き三月月以上居住しているということを確認する必要といたうのが出てくると思ひます。したがって、本人確認のために、結局は在外公館に出頭していただくといったことがどこかの時点で必要になってくるものと考えております。

○笹木委員 いや、お話ししているのは、要は、出国時点でも長期で相手国での住居も決まっている方がおられるわけですから、そういった方々については出国時点で確認をする。もうチケットも持っているわけですし、渡航もすると。その後の確認について、どうしてわざわざ在外公館じゃないといけないのかということをお聞きしているわけですね。

先ほどお話ししたように、外国での登録においては、その後、本人の確認というのを電話でやりたり、往復はがきの署名であったり、そういったものとするわけですから、出国時に国内でパスポートで本人の確認をして、そして住居も決まっている、長期に滞在する、そういう方については出国のときに申請をしていただく。特に問題はな

いと思ひますが、いかがでしょうか。

○久保政府参考人 在外選挙制度というのは、国外に住所を有している、国内に住所を有していない人を対象にすることでございますので、

住所を有していたということを先行させて制度設計をしているということでございまして。

○笹木委員 大臣にお聞きしたいんですが、もちろん担当の方がいろいろなことを言われるのはわかります。実務的にいろいろな不安を感じるのもわかりますが、今回の改正は、基本的に、より多くの方に参加をしていただく、投票もしていただく。さつきお話ししましたように、在留届でさえもしていない方が非常に多いという現実の中で、より関心を持っていただくために、出国のときの登録、申請です。その後の確認は先ほどの同様の方法でやるわけですから、そのことについてどういうふうにお考えになるか、御意見をいただきたいと思ひます。

○竹中国務大臣 私も、海外で在留届を出すのが正直言つて大変面倒に思ひまして、こういうことを言うとなんですが、在外公館というのは行つても結構サービスは冷たいわけですね。これは、大臣になつてから在外公館に行く場合とそれ以前と、こんなに違ふものかというふうに私自身思つたことがあるわけでございますけれども、これは現場は現場で一生懸命やっておりますんだと思ひますが、そういう声はよく聞くわけでございます。

恐らく、転出、転入の制度等々がそれぞれ電子政府的なもので非常にしつかりとてきたような段階では、そういうことはあり得るのだと思ひます。

委員の御指摘は、例えば国内でも同じ問題があるわけですね。転出届と転入届というのはやはり別々に我々は今やるわけでございます。これだつて、転出の段階で転入先が決まっているんだつたらそれでいいじゃないかと思ひます。一個人としてははいわけではございませんけれども、そこはやはり事実行為をしっかりと確認していくというプロセスは現段階では必要であるということなのではないかと思ひます。その点が、要するに、住所を持つということを先方で、現地で確認するという先ほどの部長の答弁であらうかと思ひます。

○笹木委員 繰り返しになりますが、住所の確認はできるわけですね、先ほどお話ししたように。電話ですとか本人の署名の往復はがきですということができるわけですし、ですから、ぜひこのことを御検討いただきたいと思います。

それとあわせて、少し案にはなったといつても、圧倒的多くの方はこれでも面倒だと思えます。ですから、例えばインターネットでの申請として認証、これはやはり早速取り組んでいく前提で準備を始める、いろいろな検討会、準備も始めていくべきだと思います。総務省の方はどういふふうにお考えでしょうか。

○久保政府参考人 外務省の方の在留届はインターネットでの申請が可能だというふうに、先ほどあそこでお聞きをいたしましたけれども、実際、この選挙人名簿への登録とか、それから発展段階で、実際インターネットで投票するとか、そういったお話というのも、恐らくこれは将来的にはいろいろな御議論が出てくる、出てき得ると思いますか。

今、これまたちよつと話は変わりますけれども、電子投票でございすね。これは、国内でも平成十四年から、希望する地方公共団体は条例で電子投票というのが導入できるという特例法ができております。それは、よく言うのは、第一段階だ、やがて開票所と専用回線で結ぶ、これは第二段階だ、そしてインターネットで投票できるようになる、これは第三段階だ、こういつて物の本には書いておりますけれども、インターネットでそういった行為を行うというときには、改ざんとか、本人確認、成り済ましをどうやって防いでいくか、これがネットセキュリティで最も重要な、特に投票に結びつく登録、申請にしても、極めてそういった安全性というのが要求される分野だろうと思っております。

国内では今、住基ネットと関連づけて、公的個人認証制度がスタートをしまして、各種の申請、届け出手続を電子の世界でやつていくと、ようやくそういう機運が高まってまいりましたけれども、

も、国外におられると、これまた住基ネットの対応ではない、住所がありませんので。そういった場合の本人確認のシステムをどう構築するかとか、将来の検討課題だろうと考えております。

○笹木委員 税についての電子申告はもう既にされているわけですし、年金等についても電子でいろいろな相談もできますし、そういった認証もしているわけですね。ですから、インターネット投票のことまで一足飛びに言っているわけじゃないし、投票自体はかなり難しい面があるかもしれない。しかし、本人が申請をして本人確認をする、暗証番号とかそういったこともあるわけですから、これはそんなに問題はあらずがないと思うんです。

この点について、少しでも多くの方に参加していただくためにいろいろな検討を始めるべきだと思いますが、大臣の御意見を伺いたいと思います。

○竹中国務大臣 実は、昨日も衆議院の総務委員会、そのための電子署名に関する法律について御審議をいただきました。実は、きょうの委員の先生方の何名かはその委員会でも御審議をいただいたわけでございますけれども、方向としては、我々、電子政府、電子自治体、その中で、二〇一〇年という目標を決めていろいろな手続、登録等々の手続、申請等の手続の五〇%を実際にいわゆるインターネットで行えるような、そういうことを目指して今やっているわけでございます。

その意味では、委員おっしゃるような方向に全体としては間違いなく今進んでおります。どういう項目を優先してやるかということについても、これは行動計画をもう既に立てておりまして、その中で一歩一歩進めていかなければいけないと思っております。

今回の法案を考えるに当たって、改めて実感することがあるんですが、これは私自身も海外に住んでみて初めて改めてわかったんですが、日本の住民票の、住民登録の制度というのは物すごく完

す。私は若いころ、本当に子供から学生のころ、これは世界じゅうどこでもそうだと思うんですが、これが、改めて、こんな制度を持っているのは、ちよつと極端ですけども我が国だけなわけですね。これだけ、つまり一つは戸籍と結びついていて、それで、どこに住んでも戸籍の付票で、私は何年から何年までどこに住んだというのが全部記録されている、こういう国というのは私は幾つかの先進国では知りません。

そういうのが国内にあつて、唯一例外が、この国内の住民票から飛び出したときなんです。それが海外に在住したときで、その海外での在住のシステムというのは日本のようなシステムになつておりませんから、御承知のようにアメリカには住民票、住民登録の制度はありません。それで、要するに在外公館への在留届で代替するわけですけども、このシステムは戸籍と結びついてそんな嚴重なシステムにはなつておりませんから、そこはやはり現実的な何かチェックの仕組みとかというのが必要なんだと思います。

全体としては、できるだけその電子政府的な方向にということで、方向としては向かつていると私は思います。そのための電子署名の議論等々もいただいたわけでございますので、具体的に、委員の御指摘はわかりますので、何ができるかというところは我々も常に考えていきたいと思ひます。

○笹木委員 非常に完成度の高いシステムだからというお話がありました。それは事実そうなんでしょう。しかし、海外に行かれた日本人については、大臣御自身もお話しになられたように、在留届さえもしていない方が非常に多くて、届け出そのものに参加していない方が多い現状があるわけですね。これを少しでも届け出、まず参加していただくために、先ほどお話ししました出国時での申請ですとかあるいはインターネットとか、それについてのまた確認作業はしていくことができるわけですが、外国の日本人の方についてはもともと入り口に入つてこられていない方が多いわけですから、ここをいかに高めるかという発想でぜひ

取り組んでいただきたいと思ひます。

それと、次は、郵便による投票のことをお伺いしたいんですが、これまででは、今まで比例区だけだったわけですが、例えば参議院選挙の前、あるいは衆議院総選挙の前、大体名簿の最終確認を何日ぐらいまでにやっているか。郵便で投票する方は、今現在は、今度の改正によつても、毎回の選挙ごとに投票用紙を郵便でまた申請をするわけですが、これは郵送による申請を何日前から認めることになるのか。その二つについてお伺いしたいと思ひます。

○久保政府参考人 郵便投票を行うという申請、これはいつでもできるということにしております。

ただ、市町村選管の方から実票を送る、これは、通常選挙の場合、参議院の場合は任期満了前六十日、そして衆議院の場合は解散の日から送るということにしてあります。

○笹木委員 それで、これも先ほどのほかの委員の質問の中にも話が出ていましたが、毎回毎回選挙のたびに、やはり投票用紙を申請しないといけないのか。これは非常に面倒だと思うわけです。

あわせて、具体的な実務、投票用紙を選挙のたびに申請する個人にとつてどういう作業をするかになるのか。封筒も郵送料も自分持ち、そういった形でやっているとありますが、その実務面をお伺いしたいと思ひます。

○久保政府参考人 現在やっております手続を申し上げますと、市町村の選挙管理委員会におきましては、在外選挙人から郵便等投票の請求を受けて在外選挙人名簿の抄本を対照するという作業を行いますけれども、適宜、請求書の署名と市町村の選挙管理委員会に保管してある登録申請書原本の署名とを照合するというのをいたしまして、当該請求が本人によつて適正に行われているものであるかどうかを確認して、さらには当該請求者が公権を停止されていないか、こういった確認を行った上で当該請求者に投票用紙等を発送しているというのが今の手続でございます。

○笹木委員 それで、先ほども議論がありました
が、もう郵便で投票するという意思を表示してい
る方については、申請はいつでもできるというこ
とであれば、毎回毎回選挙のたびに自前で、封筒
をつくって、そしてそれを結果的に一往復半です
か、投票も含めてやることになるわけですから、
投票用紙を自動的に送ってくる、そういうふう
にしてはいけないのか。居住の確認というのは、も
し転出された場合には当然その方は対象者じゃな
くなるわけですし、そういった検討はされている
のかどうか。

○久保政府参考人 結局、これは投票用紙をだれ
かに渡すという行為でございます。ということ
は、選挙実務上、公正の面で、二重投票とかそ
ういったことに最も気を使う場面でございます
、やはりその都度、適正な申請者、選挙人名簿の
本に載っているその確認を行って、そして発送
する。住所も違っているかもしれないし、一括し
て前もってというのはなかなか、私も実務をや
る者から見たらちよつと難しいかな、こう思っ
ております。

○笹木委員 それを確認してなんですが、市町村
での選挙人名簿と、日本国民全員じゃなくて、海
外に出た在外の日本人の選挙人名簿ですね。これ
まで、例えばあるAという国において、その在外
公館の対象範囲とする方についての日本人の登録
が、これだけの方がいる、在外公館もある程度は
把握されているんだと思います。この在外公館で
の選挙人名簿の把握と日本国内での市町村でのそ
の名簿、その共有化はしっかりとされているのかど
うか。それがされていけば、言ってみれば、郵便
を選んだ方には自動的に送っていくというシステ
ムがあっても、そう不都合は起こらないんじやな
いかと思うわけですが、外務省の方、いかがで
しょうか。

○久保政府参考人 在留届ということと私どもの
在外選挙人名簿への市町村選管での登録、これは
やはり管轄領事館というのを經由してやるのかい
うことにもとと手続上なっていますので、中身

的にはタイムラグが若干あるかもしれませんが、
共有はしているということでございます。

ただ、選挙の実務、これは市町村選挙管理委員
会がやるという原則に乗った上での制度設計をし
ておりますから、今のうちに、市町村選挙管理委
員会の管理する在外選挙人名簿に、これも擬制と
いいますか、立法政策で、最後の住所地であつ
た、国内で住民票が最後にあつた、その市町村
選管の名簿に載つける、こういう制度設計をして
いる。そして、これは在外におられる方、ちよつ
と蛇足になるかもしれませんが、最後の住所地が
ない方もおられます。例えば日系人の二世の方
で、ブラジルでお生まれになって二十になった、
そういう方は最後の住所地がございませんから、
その方の選挙人名簿を管理するという制度にして
おります。

○笹木委員 もう一回まとめますと、郵便の投票
の申請から非常に手続が面倒で、想像してみ
ても、実際それは海外に行つて、在外の日本人の
方から御意見聞いても知らない方も多いですが、
知つていても、自分でその申請を郵送で送つて、
そして市町村に行つて、それがまた戻つてきて、
投票用紙をまた送る、これは非常にやはり負担が
大きいと思います。

ですから、ぜひこれをもう少し簡略化する、あ
るいはコストの面も、あるいは最低限、郵送物の
書式は公館で用意をしておくとか、そういったこ
とはぜひ必要だと思ひますが、やはり面倒です
から人気がないんですよ。どんどん郵送での投票
は比率が減つていきます。減つていきますが、在外
公館ですべてをやるか、在外公館までは非常に遠
い地域が多い、あるいは国によつては在外公館のな
い国もあるわけですから、郵便投票、やはりこれ
は非常に重要なもので、もつと案にするように、
ぜひ検討を続けていただきたいわけですが、これ
についても大臣に御意見を伺いたいと思ひます。

○竹中国務大臣 具体的な制度設計に当たりま
しては、もちろん総務省、そしてこれはもう外務省

の協力がなければできませんので、いろいろ実務
的に詰めて、その上で制度設計はしているとい
ふうに聞いております。

しかし、今いろいろな御指摘もいただいており
ますので、何ができるかということとはよく勉強
していきたいと思ひます。

○笹木委員 次に、投票が非常に少ない理由とし
て、先ほど大臣も、情報というお話もありまし
た。実際これも、いろいろ聞き取りしまして、な
かなか日本の政党も日本の政治家も身近じゃな
い、国内にいる人に比べて、新聞を読む機会もテ
レビを見る機会もそう多くはないわけですね。で
すから、圧倒的に情報がない。判断する情報があ
い。これも非常に投票率が低い、登録者が低い大
きい原因だと思ひます。

仮に小選挙区の投票もできるようにしたとして
も、これは比例の投票よりも、今、現状では、情
報がさらに少なくて、なかなか投票へのモチベー
ションが高まると思ひません。ですから、先ほ
ど候補者の氏名と候補者の所属政党という話が
あつたが、そういうようなものの一覧表だけが
あつても、まず判断の材料がないと思ひます。

ですから、これは絶対必要だと思ひますが、総
務省が今から在外の投票に備えて、ホームページ
で情報を提供する、ぜひ氏名と所属政党だけじゃ
なくて、選挙の公報あるいは政見放送、こうい
つたものは、当たり前の判断材料としてそのホー
ムページを通して見れるようにする。技術的には何
の問題もないと思ひます。これについてはどうい
うふうにお考えなのか、総務省の方にお答えいた
だきたいと思ひます。

○久保政府参考人 先ほど申し上げましたよう
に、現在の比例代表を行つております場合には政
党名と、参議院の場合には所属候補の一覧、今度
の小選挙区の場合は候補者と所属政党を小選挙区
ごとにホームページ等でやろう、こう思つており
ます。

その場合に、委員が御指摘になられましたよう

に、国内でやつておりますような選挙公報、これ
をホームページでとりましますと、またこれは、
今、原文のまま載せるとか、まさによほどのこと
がない限りといひますか、そのまま載せるという
ことになつております。それを、どういう形で
ホームページでそういうことが可能なのか、技術
的にも、なかなかまた難しい問題がございます
、私ども、検討はいろいろしてみましたが、い
も、ちよつと結論を出すにはまだ自信がないとい
ひますか、とりあえず氏名、所属党派、こうい
うことで便宜供与として改正後もやっていきたい
というのが今の私どもの考えでございます。

○笹木委員 いや、そんなに難しくないです
ね。事前にちよつとやりとりなんかしましたら、
いや、選挙公報だとしてその順番の問題がある
とか、あるいは同じ大きさの形で載せたい、そ
うするとスペース的にどうかとか、そんな御意見
までありましたが、それは候補者の名前を一覧に
して、そこをクリックすれば見れるようにすれば何
の問題もないと思ひますし、せつかく今から、使
いやすい在外投票ということで修正をするわけ
ですから、改正をするわけですから、総務大臣に、
判断の材料がなくて、いや、それは私だつて、海
外で日本の情報に接することが少なくなつてい
て、候補者の氏名と所属政党だけでどうやって
投票する、これは非常にしんどい話でして、ぜひ
最低限、選挙公報と政見放送、これを見れるよ
うにすることを検討いただきたいと思ひますが、
いかがですか。

○竹中国務大臣 選挙部の方でも非常に高い問題
意識を持つて、何ができるかということこれはま
でもずっと検討してまいりました。残念ながら、
今の時点で、こういうふうによれば皆さんに納得
していただけるというところに至つていな
いという状況であらうかと思ひます。

いろいろ考へてみて、なかなか国内と同じ状況
をつくり出すというのは、これは難しい。しか
し、それであるならば、セカンドベスト、サード
ベストが何であるかという考え方に立つて工夫を

していかねばいけないと思います。

同時に、この話というのは、やはり一つの重要な手段としてはインターネットなのだと思うんです。そういう意味では、インターネットと選挙についてどのようなかということ、これは非常に大きな土俵の議論になります。この点はやはり各党各会派で御議論いただかなければいけない、今そういう状況になりつつあると思いますので、その一つ大きな土俵の中でも、これを使って海外どうするかということはぜひ御議論を賜りたい。現状の中で、我々として何か知恵を絞れるかというところは、引き続きしっかりと検討させます。

○笹木委員 ぜひ、来年の参議院選挙、この選挙で、選挙区選挙でも在外の方が投票するようになるわけですが、候補者の氏名と所属政党だけの投票にならないように工夫をいただきたいと思えます。

それと、これは実は、きょうは質疑されてない他の委員からも、ぜひそのことは確認しろよと先ほど言われたんですが、私も一部お聞きしたいと思っていたんですが、これからどんどん参加をしていただくとうきょにこういう問題を出すのはちょっと気が引ける面もあるんですが、選挙違反の取り締まりはどうするんだという話がやはりあると思います。

いや、その話をするとうきょが重くなるんですが、海外で投票をしていく場合に、組織的な違反とも当たるような投票行動がないとも言えませんが、あるいは、これも私はどんどん促進すべきだと思いますが、インターネットを使った、ホームページを使ったり、あるいはメールを使ったいろいろな中傷とかそういったものも含めて、今、現実での国内での選挙運動、政治活動についても、インターネット、ホームページやメールについての取り締まりといいますか、これは非常にお粗末な状態ですが、海外日本人による投票についての違反取り締まりという発想は今あるのかどうか。そういった準備は少しは検討されているのかどうか、お話しいただきたいと思っています。

○久保政府参考人 これも笹木委員御承知のところでございますけれども、公職選挙法、選挙運動の規制ということにつきましては、現在、一定の重い買収とかそういったものは国外犯として取り締まりの対象となりますが、そういう形でやっておりますけれども、選挙運動も含めて、それ以外には、やはり現実の問題として、我が国ではございませんで、規制はいたしてないというものが現状でございます。

ただ、行為の一部が、犯罪行為といえますが、選挙運動自体の発生するのは国内であつてとか、一部国内であつたときには、それは国外犯ではないということかもしれませんけれども、原則的には、選挙運動規制というのは、国外では今のところ法制的に組み込んでないということでございまして、これは、先ほど申し上げましたように、選挙行為自体もありませんので、選挙運動の規制もないということにしております。

ただ、それでいいのかどうか。それにつきましては、まさに選挙運動、選挙の土俵づくりの問題でございまして、各党各会派で御議論を賜りたいと思っております。

○笹木委員 あわせて、法務省と警察庁の方にもお伺いをしたいわけです。そういった検討は、今後、当然されていくものかどうかなというところを確認したいと思っています。

それとあわせて、これは国内の選挙運動について結構ですが、先ほどお話ししましたインターネット、ホームページであったりメールであったり、こういったものについての取り締まりとか、違反に対する対応のスタッフですとかノウハウですとか、体制がどのぐらいできているのか。この間の総選挙で、どのぐらいの違反件数が出ていて、どのぐらいの人数の方でそういうことに取り組んでおられるのか。私は選挙とやりとりして、かなりお粗末な状況じゃないかなという感想を持っていますが、お答えいただきたいと思っています。

○縄田政府参考人 海外における選挙違反等の取

り締まり、これは、国外犯として処罰できるという形になっておるものにつきましては、いろいろな情報等があればICP-OLRを通じてのいろいろな捜査情報の交換等も可能でございますし、できる限りの対応をしていくものである、こういうふうな思っています。

それから、インターネットにおける取り締まりの状況でございますけれども、前回の衆議院総選挙違反取り締まりに関して都道府県から報告を受けた限りにおきまして、インターネットを使用した選挙違反に係る公職選挙法違反については、パソコンを使って選挙人十数名の携帯電話に対して、メッセージを送った、こういうことで、選挙運動文書を頒布して、同法百四十二条違反ということで検挙した事案がございまして。

それからまた、ホームページ上で候補者に対して支持を集める文言を表示するなどして、百四十二条、選挙運動用の文書を頒布したとして、八件の事案につきまして警告を実施いたしております。警告によりまして、いずれもホームページ上からは当該部分が削除された、こういう結果でございまして。

○大林政府参考人 公職選挙法違反事件につきましては、現実には、第一次捜査機関である警察が主体となっておられる事例が多いわけですが、私も、私どもの検察といえども、警察等とよく相談しながら、公選法違反については基本的に厳正に対処していきたい、このように考えております。

○笹木委員 体制としてはまだできていないのが現状だと思っています。国内においても、私なんか、選挙とも警察とも何度かやりとりしましたが、公示日以降のホームページの更新、こういったものの、前々回の選挙でも余りしつかりしたチェックがされていないですし、メールなんかおさらだと思っています。しかし、どこまでやり切れるかという問題が一方でありますが、いずれにしても、人員の体制は非常にお粗末だという印象を持ってい

ますので、これから取り組んでいただきたいと思っています。

それと、選挙人名簿のことについてお聞きをしたいんですが、ほかの委員からももう質疑がありましたので、一点だけ。

要は、今、現状では、市町村でいいですと四分の一ぐらいですか、西日本で、コピーが許されているところが四分の一ぐらいの市町村であるということですが、今後、便宜供与の規定は削除するということですが、そうしますと、コピーは原則だめなのか。一切だめになるのか。あるいは、今後市町村の選挙の判断によるのか。総務省の方、お答えいただきたいと思っています。

○久保政府参考人 今回の改正におきまして、大量の有権者情報を容易に入手できるコピー、これは不当な目的による選挙人名簿抄本の閲覧あるいは流通等を高めるおそれがあるといった、私ども内部につくりました検討会での御議論もいただきまして、閲覧の中にはコピーというのは定義上、言葉の意味の中に入っていない。便宜供与しなければいけないという規定で、今現在、コピーを四分の一ぐらいの市町村が今なお認めているという状況でございまして、先ほど言いましたような目的で、コピーを認める根拠になっているこの便宜供与規定、これをこのたびの改正案では削除をするということにいたしております。

そして、削除した趣旨、それは、ただいま申し上げましたような趣旨でございまして、コピーを禁止するといった明文の規定は設けておりませんけれども、仮に市町村の選挙管理委員会が独自の判断で選挙人名簿をコピーするといったことをいたしたときには、私どももいたしましては、違法の可能性が強いと考えております。

○笹木委員 違法の可能性が強いというような指導をされる、そういうことですね。例えば、収支報告書、これも閲覧ということになっていきますが、情報公開法によって、請求者によつてはコピーを許しているわけです。こういった可能性はありますか。

○久保政府参考人 このたびの改正で、先ほど申し上げましたように、立法趣旨として、明文の規定で禁止という規定は置いておりませんけれども、全体としての改正趣旨からいいますと、コピーを認める、認めるという言い方はちょっとあれですけども、コピーをするということはなく、そういうことを目指した改正でございまして、引き続きコピーをする市町村選管があれば、私も認めては、それは違法の可能性が高い、こう考えているということでございます。

そこで、仮に、情報公開条例に基づいてそういうことをやるのかという話になってまいりますけれども、国の情報公開法は、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは不開示、こういう不開示情報だということに情報公開法第五条の第一号は規定をいたしております。恐らく、各市町村におきましても情報公開条例を設けておるところがほとんどになつてきておると思いますけれども、情報公開法と同じような規定を設けていると思います。

そうなりますと、選挙人名簿に載つておる情報というのは、まさに特定の個人を識別する情報になつてまいりますので、恐らく、やはり情報公開条例に基づいても不開示はできないということになるんじゃないかと思ひます。

○笹木委員 政治資金法による収支報告書の中でも、候補者本人じゃなくて、個人を識別できるような情報はたくさんあるわけですが、要は、政治団体でもいろいろな政治団体がある、そういうところが名簿をとり放題とつていくのはまずいだろう、あるいは、全国の中でもコピーができるということできないところがあるのはやはりおかしい、これは間違いがないと思ひます。ただ、今のお話を伺つても、やはり、では厳密に政党としての活動についてはどうするか、これは今後も若干検討が必要かな、議論が必要なのかな、そんな印象は持ちました。

もう時間のようなので、最後に一言だけ。

ほかの委員からも発言がありましたが、投票率が在外の日本人にとって高くない、その理由の中の、これも大きい理由だと思ふんですが、最終の日本の居住地、あるいは最終居住地がない場合に本籍地というんですが、転勤なんかをよくされている方とかも含めて、そこが自分の選挙区というふうになかなか実感が出てないという方も非常にたくさんおられました。これは、海外で実際にヒアリングして、そういう実感を持ちました。海外選挙区、フランス、イタリア、東ヨーロッパでも幾つかの国であります、海外居住者による選挙区、二つか三つになるかはわかりませんが、こういったこともこの委員会でも今後検討すべき課題かな、そういうふうにおもひます。

○鈴木委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、在外邦人、選挙区の方の投票実現ということで、その場合に一つ大きな問題は、実際には、海外のことですから、投票用紙を国内に送つてこなきゃいけませんから、早く終わる、つまり選挙期間が実質的に短くなるわけですね。しかも、選挙公報などを見ようと思つても、市町村選管から仮に送つたとしても時間がかかるわけですから、そういう点ではインターネットの活用というものが大事になつてくるだろうと思ふんです。

例えば、選挙区の市町村選管のホームページを開いたら、そこでその候補者と政党所属の一覧も出てくるし、候補者やその政党のホームページが見られるようにアドレスが載つておれば、そこからさらに接続していくことによって見ていくことはできる。つまり、そういうふうにして、海外にいらつしやる方も、有権者がホームページなどを通じて政策や候補者がよくわかるようにする、それが非常に大事な課題になつてくると思ふんです。

やはり、読んで判断する、あるいは読む機会をふやす、判断材料をふやすということが非常に大事なことで、そういう点では、けさほど来いろいろ

議論もありましたけれども、インターネットと選挙ということでは、今は、パソコンのディスプレイに表示される文字等は、公選法に規定する文書または図面に該当すると解されているため、選挙運動に使用できない。これでいくと、海外にいる人はなかなか、候補者のさまざまな情報、本人が何を訴えているかを見ることもできない、政党が何を主張しているかもわからない。

私は、選挙ということを考えたときに、選挙というのは、政党、候補者を選択する上で有権者が十分な情報を持つて、この人はいいいことを言っているなと思つても、言つておつたとしても、どっちにしても、最終的に判断するのはやはり有権者なんです。ですから、有権者がそれをきつと判断することの前提になるものを、あらゆる機会を保障するという点では、特に在外邦人の投票権を拡大しようとなると、本当に、候補者、政党のインターネットの活用、ホームページで選挙中も次々と新しい政策や情報を訴えること、これが当然のこととして必要になつてくると思ふんです。

この点について、最初に伺いたいと思ひます。○久保政府参考人 インターネットといひますか、ホームページなどでディスプレイに表示される文字とか、これはまさに吉井委員御指摘のとおり、従来から文書図画まさにそのものであるという点で、私も、文書図画の規制によるものであるという見解を出してきております。

ただ、先ほど大臣の答弁にもございましたように、私どもの総務省の中に研究会を設けまして、インターネット時代の選挙運動のあり方という議論をしてまいりまして、平成十四年の八月に報告書をいたしまして、ホームページによるものは解禁すべきではないのかといった報告書をいただきました。

それをもとにして各党にも御説明をしたりといったようなことをやりましたけれども、やはり選挙運動のあり方そのものにかかわることでございますので、各党各会派で御議論をい

ただきたいというのが私どもの立場でございます。

○吉井委員 そこで、各国の状況も調べていらつしやると思ふんですね。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、こういった各国で、インターネットについては規制しているのか自由なのか、それからビラ等文書の配布、これを規制しているのか自由なのか、それから戸別訪問、個々にお訪ねして政策を訴えることを規制しているのか自由なのか、この点について、それぞれどんな状況ですか。

○久保政府参考人 各国の状況を詳細に承知しているわけはございませんけれども、まずインターネットによる選挙運動、これがどうなっているのかということにつきまして、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、この四カ国につきまして知り得る限りで申し上げますと、インターネットによる選挙運動につきまして、フランスでは一定の規制というのがどうもある。ただ、そのものでは認められているということのようでございますけれども、それ以外のアメリカ、イギリス、ドイツでは基本的に規制なくインターネットの選挙運動が認められていると承知しております。

それから、文書図画でございます。これもアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの四カ国について調べてみますと、文書図画の頒布、これにつきまして、フランスでは頒布できる文書の種類、規格等、一定の規制が設けられているようでございますが、アメリカ、イギリス、ドイツでは基本的に自由とされているものと承知しております。それから、戸別訪問でございます。これも、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの四カ国を調べてみますと、戸別訪問を禁止している国は、この四カ国では、ないというふうに承知しております。

○吉井委員 ですから、世界の常識といひますか、これは選挙の自由を最大限に保障し拡大していくという方向なんですね。もともと、戸別にお訪ねして、一軒一軒回つて政策を訴えるのも自由

だし、インターネットを通じても自由だし、ピラも自由だし。

なぜ日本で戸別訪問などを規制するということがなっているのかといったら、結局、この戸別訪問をして金品を渡したりして選挙買収に及ぶことが許されちゃならないから防止する、これが決定的な理由であって、この点では、本来民主主義の基礎となる選挙の自由、投票者が自由に判断して投票するのも自由ならば、訴える側もあらゆるやり方でもって、選挙買収等不正は論外として、あらゆる形で政策を訴えるのも自由、これは私は当然のことだと思ふんですが、戸別訪問とかインターネットとか、そういう制限する理由というのは何かあるんですか。

○久保政府参考人 これも午前中、私の知り得る限りで申し上げましたけれども、大正十四年に普通選挙が実施されたときに、戸別訪問というのが禁止をされ、そして文書図画の選挙運動、これも原則的にだめなんだということになって、そのときの状況というのは、全体として、文書図画の場合は金のかかる媒体だから金を持っていく人が有利とか、そういったことが文書図画規制の場合には随分言われたようでございます。それから戸別訪問の場合は、これも吉井委員が御指摘あった、買収の温床になるんじゃないとか、あるいは戸別訪問される人が迷惑になるとか、そういったようなことが議論をされて指摘をされていたというふうに思っております。

○吉井委員 それで、一九二五年の普選のときの、普通選挙権といつても、このときは男性だけです。それから必ずしも完全な普選じゃありませんが、買収の温床になるんだという、かなり国民を愚民視するといひますか、そういう発想というのはやはりあったように思ふんですが、これは自治六法の二〇〇六年度版でも、戸別訪問というのは、要するに、訪問して行われる投票依頼行為の中には、買収等選挙の自由公正を害する犯罪を伴いやすいと。やはり、自由に訴えるという、そこに買収が入るからという発想が非常にきついです。

ね。だから、べからず集になつてしまふ。「逐条解説公職選挙法」では、これはなかなかいいことも書いてあるんですよ。総務省から送つてもらつたら妙なところだけ送つてきましたけれども、冒頭には、戸別訪問は、行為の性質自体としては格別違法性を持つものではなく、かえって、選挙運動の方法としては最も自然なものと言えるのであつて、公職選挙法の制定に際しては、当初、この禁止を全面的に解除すべしとの意見も強く主張された。私は、ここが非常に大事なところだと思つてゐるんです。

それで、出発が、この戸別訪問の禁止に始まつて、ピラも禁止、インターネットも禁止、規制する。だから、本当に、そもそも日本の民主主義の発展というものは、政党候補者が自由に政策を訴え、有権者は、たくさん情報を得てそれをみずからの自由な判断で投票行動に繋がつてゐる、これは当たり前のことであるのに、その当たり前のことがべからず集でがんじがらめになつてしまつてゐるというところが、私は、これは決定的な問題になるところ、これはもう大きな問題だと思ふんですね。

ですから、今やはりなすべきことというのは、買収に及ぶことについては、これは厳罰に処すること、抑制効果を働かせる、しかし、それ以外については、政策を訴える活動というのは徹底的に自由にする。これをやらないと、インターネットなどを含めて、なぜそれが大事かといひますと、今テレビ時代でしょう。金に飽かせてテレビコマercialを打つというふうになると、これは、金のある政党はそれで、テレビコマercialでいかもしれないけれども、お金がなかつたらテレビコマercialを打つこともできない。よく考えてみたら、一番もうけてゐるのは宣伝屋さん、広告屋さんがもうけるだけ、そういうのが現に出てきておられますし、それから、やはりテレビでおもしろおかしく描くと、つまり、どれだけ露出するかによつて効果が出てくるという時代になると、おもしろおかしく演出しない政党の場合、ま

ともに政策を訴えようとしても、そもそもテレビに出ないということになると、これは本当に有権者の皆さんが政策でもって判断するということになりませんから、ここは最後に大臣に伺つておきたいと思ふんですが、そもそもこのインターネット、戸別訪問から始まるこのべからず集のこの規制ですね、それは原則的に、原則的といひますか、やはり自由な政策宣伝を基本にして、ただし、そこに買収等によつて不正が潜り込む余地があれば、それは厳罰によつて処することによつて抑制効果を働かせる、そういう方向へとこの法律を変えていくべきだと思ふんです。

○竹中国務大臣 吉井委員の御指摘は、確かに一つの御見識であるというふうにも私も思ひます。よく、その意味では、整合的な一つのお考え方であると思ひます。

ただ、経済で自由、自由というふうに言うとき市場原理主義者だといふ批判を受けるわけでございますけれども、私、諸外国の例も踏まえて、やはり近代の民主主義政治というのは、まず個の確立、確立された個があつて、その個ができるだけ自由な活動をするんだ、そして、いろいろな活動を自由にする中で、その確立された個は嫌なものには拒めばよいし、リジェクトすればよい。ただ、日本の場合には、恐らくそこは、アメリカ、ヨーロッパとは違つた地縁、血縁の非常に濃い関係社会の中で、そういうことをいきなり導入することが、まさにいろいろな金品のやりとりとかの温床になるのではないかといふような議論を経て、大正年間の立法に繋がつていったのだと思ひます。そして、それがいつまでもそのままよいのかといひます、これは一つの大きな議論であらうかといふふうにも私も思ひます。その意味で、委員のお考えは一つの、確かに御見識であるというふう

に申し上げたわけでございます。そういう意味での原則論と、しかし、現実的に混乱を招くようなことはできないわけでございますので、その意味で、非常に大きな社会の仕組み、政治の中核でございます。まさに各党各会派

で、今のような御議論も踏まえて、ここは十分にぜひ検討を深めていただきたいというふうに思つております。

○吉井委員 新自由主義批判をやつておりますけれども、もととマルクスから人間の自由な発達といふのが基本にあるものですから、旧ソ連なんといふようなものは官僚独裁の国であつて、あれは社会主義とは全然私たちは見えていないわけですから、自由といふものは、いかにそれが大事なものであるかといふのは出発点ですから、そういう点で、今回の法律についても、これは本当に生きていくためには、戸別訪問からインターネットに至るこういう規制というものは外していくべきである、このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○鈴木委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党の菅野哲雄でございます。今回の措置は、昨年の最高裁判所の判決を受けてのものとして認識しており、その立場から、在外選挙制度の充実をさらに求める立場から質問してきたいと思つております。

今回、衆参の比例代表選挙から選挙区選挙まで対象選挙を拡大するが、一方、総選挙、通常選挙の投票期間が現行制度よりも一日短縮となつた。技術的な問題があることはわかつておりますけれども、投票期間は現行どおりとすべきではないのかと思ふんですが、この見解をお聞きしておきたいと思ひます。

同時に、再選挙や補欠選挙は投票期間が原則一日とされていることも、拡大の条件はないのかなといふ思ひなんですが、これについても答弁をお願いしたいと思ひます。

○久保政府参考人 先ほども御答弁を申し上げましたが、本則で、現行の公選法では、公示の翌日から選挙期日前五日、こうなつておりますのを、期日前六日といふことで一日短くする改正を盛り込んでおります。これは、これまで実施をしておりました中で、

事例として、台風等の自然災害あるいは航空機の機体トラブルなどによりましてフライトが予定どおり運航されないというようなこともあったり、あるいはまた、このたび衆議院、参議院の選挙区選挙を新たに対象にするということによりまして、投票所開閉時刻までの未到達、これが選挙結果に影響を及ぼす可能性というのが高くなる、そういうことも踏まえまして、投票用紙のより安全かつ確実な送達を確保するため、在外公館投票の期間を本則で一日短縮することにしたしております。

また、御指摘のございました再選挙、補欠選挙でございますけれども、これは、対象選挙区によつては対象となります在在外選挙人の数、有権者が極めて少なくなる、そういうことも予想されますし、また、在外公館によつては有権者がいないということも出てくる。そういうことも考えますと、総選挙あるいは通常選挙と同一の投票体制をとるということは、在外公館の事務負担あるいは効率的な選挙の管理、執行等の面から必ずしも適当ではない、そういうふうにも考えまして、再選挙、補欠選挙の在外公館投票の期間につきましては、「あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日」というふうに法律上いたしまして、原則として指定は一日ということを考えているということでございます。

こうした体制をとったといたしまして、再選挙、補欠選挙の対象となる在在外選挙人にとっては郵便等投票もできますし、あるいは、先ほど言いましたように指定をするということ、今のところ原則一日、こう考えているわけでございます。また、場合によっては複数日を指定するような事態、つまり有権者が相当多かったとか、そういうことにはまた弾力的に対応していきたいと考えております。

○菅野委員 私もちよつと失念していたんですが、本則五日ということですが、公館の存在地によつては弾力性を持たせているんだという理解でよろしいんですか。再度答弁をお願いいたします。

す。

○久保政府参考人 通常選挙それから総選挙の場合でございますけれども、本則五日、これを六日にするということは、現実にも送致に時間が足りないというところは、具体的に指定によつてさらに投票できる期間が短くなっているというのが今のシステムでございます。衆議院の総選挙でいいましたら、一番短いところは二日間しか投票できないというところもございます。これは、それだけ日本に票を持つてくるのにいろいろな経路をとつたりして、極めて時間がかかるという公館が存在をしております。その場合には、現実には十日前までということになっている。そういった、実際、投票期間が二日ないし三日しかないといったところ、これにつきまして、このたびさらにそれを短くするといったようなことはすべきでないと考えております。

○菅野委員 物理的なあるいは自然災害に備えて配慮するということもわからないわけじゃないですけれども、ここは今後とも大きな議論の余地のあるところだというふうに私どもはとらえております。できるだけ多くの人が時間をかけて判断するような体制というものはとっていくべきだというふうに思っております。

それから、在外選挙の対象選挙を拡大するに当たつて、選挙人に提供すべき情報量も拡大が必要と考えております。このことも前にこの場で多く議論されたというふうに思うんですが、それでは、現行制度のもとで当該在外公館は選挙人に対してどのような情報提供を行い、今回の改正に伴い新しくどのような情報提供を追加するといふふうに考えているのか、現状とこれからの方向性について答弁をお願いしたいと思います。

○谷崎政府参考人 まず、現在の制度でございますけれども、比例代表選挙でございますが、これについては、総務省の方で作成していただいた衆議院比例代表選挙の名簿届け出政党等の名称、それから参議院比例代表選挙の名簿届け出政党の名称及び名簿登録者名の氏名の一覧を外務省の方で

入手いたします。その上で、外務省から在外公館に送信し、投票記載場所に据え置くということをやっております。さらに外務省のホームページでもこれを掲載しております。

これは現在の制度でございますが、今後、実施の対象が衆議院小選挙区選挙、参議院の選挙区選挙になります。これに伴いまして、情報ですけれども、各選挙区ごとの候補者名及び届け出政党の名称の一覧を各在外公館に据え置くことを予定しております。

他方、地方公共団体の協力を得て、各選挙のホームページに掲載される候補者情報をできる限り早い段階で在外でも参照可能になるような体制というのを整備すべく、今、総務省とも協力してシステムの構築を検討しているところでございます。

○菅野委員 拡大に当たつて、どういう情報を本当に的確に提供していくのかということが問われている大きな課題だというふうに私は思っているんです。これまでの部分では政党の情報だけでよかったわけですが、これから個人情報もしっかりと提供していくということを考えたときに、これは早急な体制をとる必要があるというふうに思っております。

現行の公職選挙法のもとでは、マニフェスト一つとっても、配布が選挙事務所や候補者の街頭演説に限られております。これらの条件をまず緩和して、例えば在外公館でマニフェストの閲覧、コピーを可能にする、あるいは選挙公報の閲覧、コピーを可能にする。先ほどからも議論になっていくのか。この制度、仕組みをつくる必要があるかと思っております。

大臣、各政党、各党派で議論すべき課題だといふふうに答弁なさっておりますけれども、これはもう具体的に検討に着手して、総務省としても一つの方向性をつくるべきときに来ているんじゃないか。先ほどの答弁を聞いておりますが、何か各政党、会派にゆだねているような答弁でしか

なかったわけですが、総務省としてもしっかりと議論というのを行つて、仕組みをつくるべきだと思ふんですけれども、答弁をお願いしたいと思ひます。

○竹中国務大臣 選挙運動用のパンフレット、いわゆるマニフェストでございますけれども、これは、御承知のように、公職選挙法の第百四十四条の二において、頒布方法が限定されているわけでございます。在外選挙人に対して、国内から直接郵送するなど、そういう頒布行為が国内で行われるということになりますと、これは当該規定に違反することになります。

一方、公職選挙法は国内法でありますから、運動規制は、国外犯として規定されているものを除いては、海外には、外国には当然及ばないわけでございます。日本国内での法律でございます。

したがって、国内の政党等の本部から国外支部にまとめて送付をしまして、国外支部が送付されたパンフレットを配布する場合であつて、そして、国内から国外への送付が選挙運動の準備行為にとどまつて、その頒布が国外のみに行われる場合は、これは規制には反しない。先ほどからちよつと議論になっておりますが、これは国内法でありますから、日本国において適用される法律、そういう仕分けになるわけでございます。

私が申し上げておりますのは、これは選挙運動の本身そのものにつながるところでございますので、そこはやはり各党各会派において十分御議論をいただく必要があるのではないかと、このことを申し上げておきたいと思ひます。

とりわけ、インターネットのお話、これは何度も出ておりますけれども、インターネットは国境を超えてどこでも飛んでいく情報なわけでございますので、やはり大きな土俵の中でひとつは御議論をいただく必要がどうしてもあるのではないかな、その意味では各党各会派で御議論をお願いしたいといふふうに考えているところでございます。

○菅野委員 これから大きな議論の余地があるというふうに出ておりますし、このことに私どもも真剣に取り組んでいきたいというふうに出ております。

次に移るんですが、選挙名簿抄本の閲覧制度の改正についてお尋ねしたいというふうに出ております。

選挙活動の自由と個人情報保護をどのように勘案していくのか、非常に厳しい、極めて難しい問題でもあります。しかし、制度を悪用して商業目的に利用するような事実が続く中、今回の措置は基本的に適切なものというふうに出ておりますが、先ほども議論がありましたけれども、便宜供与規定の削除によって、今まで選挙人名簿のコピーが可能とされておりましたけれども、これが完全に禁止になるのかどうか、この点だと思っております。市町村によって対応がばらばらというのは好ましくないことだというふうには私は思っております。そのための今回の改正であるならば、コピーは今後一切禁止になりますよというくらいメッセージというものをしっかり発するべきだというふうに出ておりますが、この点について答弁願いたいと思います。

○久保政府参考人 先ほども御答弁をいたしましたけれども、繰り返して恐縮でございますが、今回の改正におきまして、大量の有権者情報を容易に入手できるコピー、これは不当な目的による選挙人名簿抄本の閲覧、流通等を高めるおそれがあるといったことで、コピー許可の根拠となつていた便宜供与規定を削除するというようにしております。

こうした趣旨から、コピーを禁止する明文の規定はございませんが、仮に市町村の選挙管理委員会が独自の判断で選挙人名簿をコピーさせることを認めたといったような場合には、私どももいたしましては、違法の可能性が強いものと考えております。

○菅野委員 そこがいまいちな点だということを目指しななければならないというふうに出ております。

す。だから、一方でコピーを認められていて、一方ではコピーはだめだという状況が存在するということが、私は政党人としても、選挙活動、政党の活動に対しては閲覧は認められているんですから、その差があつてはならないんだということをしつかり肝に銘じて、各都道府県、市町村の選挙管理委員会にしっかりとした対応をとるよう、単に違法性が強いものと考えておりますだけで解消するというふうには私は思えないわけですから、このことを強く申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、滝実君。

○滝委員 滝実でございます。

今回の改正の中で、選挙人名簿の便宜供与の廃止、それから在外居住者の選挙の拡大、いずれも私は適切なものと考えております。ただ、選挙人名簿の問題については、多少残念なことがあるんです。日本では戸別訪問を認めていませんから、選挙人名簿の便宜供与、コピーというのは余り機能していないとは思つてございすけれども、次のステップとして戸別訪問を仮に認める方向、もう少し緩やかにするということになつた場合、これがかなり足かせになつてくるだろうと思つております。

そういう意味で、イギリスの場合には、基本的に個人訪問が選挙の主体でございす。したがつて、イギリスの場合には、選挙になるということになりまして市役所が選挙人名簿をコピーして待つていくわけですね。それを各陣営が、私は買いに行くと思つていらっしゃるんですけども、もうそういうようなことになつていられると思つてございすけれども、その辺の選挙人名簿の扱い、参考までに、イギリスの場合はどういふことになつていられるのか、わかつたら教えていただきたいと思つております。

○久保政府参考人 私どもで承知している限りで申し上げます。

イギリスにおきます選挙人名簿につきまして

は、基礎的自治体から任命をされております選挙登録官によりまして二種類の選挙人名簿というのがあるということで、一つはすべての選挙人が掲載されている完全名簿、これと、申し出のあつた選挙人の氏名及び住所は消去した限定名簿、この二種類の名簿が作成されております。

完全名簿につきましては、選挙委員会等の公的関係機関や当該区域を選挙区とする下院議員などに無料で提供しなければならぬこととされております。犯罪防止や信用調査等の限定された目的に使用する場合であれば有料で提供することができ、こうなつております。一方、限定名簿につきましては、だれに対しても有料で提供することができ、こうされております。また、閲覧につきましては、だれであつても完全名簿、限定名簿ともに自由に閲覧することができるともされております。

○滝委員 日本の選挙運動では、厳密に解釈すると、四、五軒歩いただけでも逮捕というものが、戦前というか、戦前以来の日本の判例にあるんですよ、現実問題として。したがつて、警察当局の方向によつては、昔は幾らでも逮捕できた。それが戸別訪問の禁止の一つの根拠になつてきたわけだと思つて、まずそういうところを緩和しなきゃいかぬわけですね。

先ほど来出ていますように、戸別訪問をなぜイギリスでは自由に認めて、各国も認めているかといへば、これがやはり選挙の本体。ただし、買収のおそれがありますから、例えばイギリスなんかの場合は、戸別訪問するときにはブラカードを持つていくんですよ。ブラカードを掲げて、それに自分の名前を、候補者の名前を掲げていく。私は戸別訪問していますよというのを周辺に知らせるわけですね。したがつて、そこでもつて金のやりとりとか物のやりとりをすれば、みんなが見ている。やはり、そういう知恵がヨーロッパの選挙の中に培われてきていると思つてですね。日本は、戸別訪問をただ単に認めたらどこまで

入り込んでくるかわからないわけですから、これは密室でもつてよろしくやるというふうなおそれなしとしない。やはり、さすが、そういうふうな経験というものを含んでおると、少しは緩和した方がいいんじゃないだろうか。いろいろな推薦をお願いする、そういうときも警察の風の向きによつては逮捕というのではたまたまものじゃありませんし、選挙が終わつたら軒並み御用の筋で呼び出しがかかるというような日本の選挙体制というのは、甚だよろしくないんじゃないだろうか。

ただし、そういう国で、今御報告いただきましたけれども、選挙人名簿の扱いの問題というのは、私は、もう少し実態を調べて、最近の日本における不祥事件の原因にならないような配慮をどうしていくかというのは、これからの問題だろうと思つております。私は、今回の改正というのはとりあえずの適切な措置というふうには考えておりますけれども、これからの情報収集をよろしくお願い申し上げます。

それからもう一つ、海外の問題ですね。海外の居住者の拡大の問題でございす。この場所でもたびたび御披露がございましたけれども、私の場合には海外からこの間の選挙でもつて票をいただいたのかどうかはつきりしませんけれども、基本的に当選者はみんなそういう自覚がないんですよ。恐らく、ほとんどの方が海外からの何らかの、少なくとも数票ぐらいはもらつていられると思つてございすけれども、そういう海外の人たちが期待をして票を入れているという自覚は基本的に当選者に余りないんだらうと思つてございす。それではやはりまずいんですよ。しかし、それを今度は小選挙区まで広げるとなると、ますますその辺のところが何となくぼけてくる。このところがやはり思案のしどころかなという感じがするんですよ。

先ほどここにも議論がございましたように、例えばフランスなんかの場合は、昨年の年末に行かせてもらいましたら、大変巧みなんですよ。こ

これは、フランスの場合は憲法上の問題でござい
ますから、第五共和国の憲法第二十四条の三項に、
海外居住者は元老院が代表する、こう書いてある
んです、憲法に。したがって、下院の選挙には一
切関係ない、上院の選挙にこの海外居住者が投票
権を持つ。しかも、その場合には、要するに海外
選挙区を設けて、上院の場合には、アメリカの大
統領選挙みたいに代理人選挙なんですよ。

ですから、各ブロックごと、世界じゅうをブ
ロックに分けて、ブロックが代理人を選出する。
その選出された代理人が、今度は候補者を選ぶ。
候補者も、海外選挙区の候補者が十二人おつて、
それを各ブロックごとに選挙する、こういうこと
です。そうすると、海外における本国に要望
したいこと、それがいわば海外選挙区の議員を通
じて国政に反映される、そういう仕組みになっ
てるんですね。

したがって、日本の場合には、たまたまそんな
ことができませんから比例区でやっているわけ
でございすけれども、その海外からの国民の、住
んでいる方々の思いがどこまで国会に反映される
のかというのは、甚だ心もとない。ただ単に選挙
権はちゃんと行使できるようになっていますよと
いうことであつて、海外居住者の利害がどれだけ
反映されるかということが本当は一番必要なん
だろうというふうに思うんですね。国内の人間と海
外の人間とそれぞれ歯ざしりをしながら、海外か
ら日本の国政に注文をつけたいという人たちの意
思がなかなか反映できにくい仕掛けがあるんじや
ないだろうか、こういう感じがございす。

したがって、これはある意味では憲法上の問題
にもなりますけれども、今の現行憲法内で議論す
るとすれば、やはりこれもこれからの問題として
取り上げていっていかないと、せつかくの、苦労
して、総務省と外務省とそれから全国の選管を通
じて同仕掛けの選挙準備をしながら、なかなか本
当の意思が反映できないおそれがあるんじゃない
だろうかというふうに思いますので、これからの
検討課題として、引き続きよろしく願いを申

し上げまして、私の質問を終わりたいと思いま
す。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

○鈴木委員長 これにて本案に対する質疑は終局
いたしました。

○鈴木委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
いたします。

内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案
について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鈴木委員長 次回は、公報をもつてお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

平成十八年四月二十八日印刷

平成十八年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B